

議事日程第2号

令和3年第3回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和3年9月8日（水）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 一般質問

散 会

令和3年 第3回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和3年9月8日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保勇太	
	2番	久本晃	
	3番	厚ヶ瀬博文	
	5番	浪瀬亮祐	
	6番	染川金治	
	7番	池田行徳	
	8番	川越裕子	
	9番	小吉昭弘	
	10番	水口孝俊	
	11番	中野徳義	
	12番	落司道子	
	13番	笹原政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	木場一昭		
副町長	有村智明		
教育長	畑中清和		
総務課長	坪内裕二郎	産業振興課長	宮園守
政策企画課長	高崎満広	観光交流課長	福園奈美
未来づくり課長	中島裕二	住民生活課長	舞原利博
健康保険課長	猪鹿倉勝志	農業委員会事務局長	落司毅
介護福祉課長	池之上和隆	教育課長	今熊武朗
住民税務課長	川路洋志	財政管財係長	山王洋介
会計課長	永吉和幸	総務課総務チームリーダー	菖蒲洋二
建設課長	岩下和文		
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾俊一		

令和3年 第3回 錦江町議会定例会会議録

令和3年9月8（水） 10時00分

錦江町議会 議場

	10:00 開会
○笹原議長	皆さんおはようございます。これから本日の会議を開きます。 ここで、欠席届につきまして、荒木産業建設課長から本会議欠席の届けがありました。報告いたします。 本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたので、ご了承願います。 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。最初に7番、池田君の発言を許します。7番、池田君。
○7番 池田議員	はい、7番。
	(7番 池田議員 質問者席へ登壇)
○7番 池田議員	改めまして、おはようございます。コロナ禍によっていろんな方々が大変なご苦勞されているようです。本当に1日も早い、終息を願うばかりでございます。 では早速、質問に入りたいと思います。まず、交通安全対策についてですが、町内における設置や改良の要望が出されているロードミラーの対応状況はどのようなものであるのか、伺いたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	おはようございます。今回は、9名の方々に、一般質問いただきました。本日1日よろしくお願いいたします。 まず、池田議員の質問にお答えいたします。本年度は、各自治会から寄せられました、ロードミラーの設置及び改良等の要望につきましては、8月末時点で9カ所の要望がありまして、そのうち6ヶ所については、既に対応を済ましているところであります。内訳としましては、宿利原地区、田代川原地区に新設、それぞれ1カ所。神川地区、大根占地区のミラーの破損の交換が1カ所。現地調査により改修不要と判断したところも2カ所ありました。現時点で未改修の3カ所のうち、新設予定の2カ所につきましては、今月中に発注をしまして、ミラーの追加が必要な1カ所につきましても、担当職員の方で取りつけを行う予定であります。今後とも地域からの要望を踏まえまして、随時現地確認の上、必要な改修を行い道路利用者の安全確保を図って

	まいりたいと思います。終わります。
	(木場町長 降壇)
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい、回答にあったわけですが、ロードミラーについての要望は、自治会長さんを通じて行われたり、またそれぞれの地区の交通安全協会にもお願いがされたりして、行政とつながりますが、数年かかるような事例もあり、要望された方などは、いつ取りつけが行われるか、待たなければならないところでございます。その間交通事故が発生しなければいいことですが、運転者の不安が生じるような場所においては、早目の対応が必要かと思っております。今、回答のほうにもありましたので、それはよろしいかと思いますが、次にですね、早速ですが、神川の城下停留所の三叉路のロードミラーは、運転者には見えづらく支障があるようですが、現場を調査して、改善する考えはないか伺います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	ご指摘いただきました。城下停留所に設置してあるロードミラーにつきましては、池田議員からのご要望いただきまして、神川城自治会から県道神川内之浦線に交わる下り坂の三叉路にあり、2面付きのロードミラーがあります。議員から一旦停止線から見ると、ふるさと館側である左側が見えづらいとのご指摘があったため、現地確認を行いましたけれども、左右の安全確認については特に、支障はないと判断いたしましたので、現時点での改修は予定はしておりません。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。今、現場確認をしたところ支障はないという回答をいただきましたけれども、私は2点ばかりこうしたらいいのになという考えがございますので少し、質問していきたいと思います。やはり住民の方からするとですね、あの城の自治体から下ってきたときのミラーの位置とか、例えばそこは私は、右と左を見るためには、一本の支柱、今、何ですか、2面付きと、1本の支柱に2面が付けてございますが、どうかやっぱり、立つ位置をどうか1本はもう少し左、あるいはもう少しまた右側のほうに、旧神川大橋ですか。あそこが見えるような、考えを持っているんですが、この2面付きではなくて、2本にしては左右の確認がよりしやすくなる方法はもう一度お尋ねします

	が、考えられないか伺います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	私どもが見た範囲では、確認はできましたのでどうなのかなとは思いましたが、人によっては見にくい方もいらっしゃるかもしれません。そういう意味では、ミラーのサイズ大きくしたりとか、今おっしゃいましたとおり、1本に2枚のミラーが付けてありますけれどもそれを右側用、左側用単独につけたほうがいいのか。実際、そのミラーをよく使われる地域の方々、自治会あたりにも実際も不便だっているふうに私どものほうにはそんな要望等はそんなに多く来ておりませんので、1番よく使われる、自治会周辺の方々に意見を聞いたりそういう形で、どうしても見にくい、不便だという意見が多いようでありましたら再度また検討していきたいと思います。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい、私もう実際何度もあそこは通っておりますが、私自身が、ミラーに対して見えが悪いとかそういうのを感じたわけではなくて、住民の方から要望があって私もよく、調べてみたところでした。それで、ロードミラーのですね、今もう出ましたが、大きさについてのことですが大きさに問題はないのかの質問に入りたいと思います。 まずどのようなサイズのミラーの選定をするのかにつきましては、ドライバーの運転席の位置とか高さとか、またその付近の道路の幅、交通量の多さとか総合的に考慮して決められていると思います。今回の質問するに当たり、少し調査もいたしましたので、それも含めて少し長くなりますが、現在この三叉路におきまして、ミラーの規格は、直径が60cmでR1,500が取り付けられております。ミラーの大きさは、直径が60cmから100cm、まあ1m以上まであります。球面の曲率の程度をあらわすRのついた番号、大きさでは1,500と、2,000、2,200、場所によっては直径が100cm以上でR3,600が設置されている場所もあります。記号のRは曲面半径を示すもので、英語でラディアスというらしくてその略のようです。例えばR2000となれば、半径2mの球面の一部となります。曲面が小さければ、カーブミラーに移る車は小さく見えることから、遠くにいると感じてしまいがちですが、実際は鏡に映るより近くにいるということになります。この現場におきましては、城の自治会方向から下ってきたときに、ふる里館側から来る車が、運転者の予想よりすぐ来てしまうという傾向にあるようです。そのように、住民から伺ったところでございます。このようなことから、より大きなミラーに変える必

	要は、もう私は絶対あると思いますが、再度この必要性、どのように考えますか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	はい、先ほども申しましたが現場を再度確認して、どうしても改修してほしいという方がその地域の方なのか、地域以外の方なのか、そこら辺もよくわかりませんが、ここを1番よく使われる地域の方々からは今までそういう要望等も出ていないようですので、再度そこは現場でまた確認をさせていただきたいと思います。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。私自身も先ほど言いましたが何回もあそこは通って上からも下ったりしておりましたが、そんなに私自身が不便を感じたことではなかったんですが、やっぱり回ってるうちに住民から、そのことを言われましたので、実際に真剣になってあその現場でいろんなことを考えながら、調べてみたら、なるほど、カーブミラーの曲面R1,500では、あその場所においては、ちょっと物足りないような気がする。せめて、ふる里館側から来るミラーに関しましては、やっぱり、そうですね、2,000を超える2,200は、あるいは3,000とかあるみたいですので、そのように変更をお願いできればと思うところでございます。 次にカーブ等において視界を遮る、草木について対応をどのように考えているのか伺います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	現在、町道におきましては、年間を通じてシルバー人材センターに伐採作業を委託しております。議員がご指摘されました道路のカーブ等における、視界を遮る草木の対応についてですが、町道を管理する建設課において、日々パトロールをしたり、そのような箇所を発見した場合は、シルバー人材センターに連絡して、その都度その場所の対応をしております。しかしながら、シルバー人材センターにおいても、計画的に1路線ごとに作業を進めていることから、伐採作業が追いつかない場合もございます。そのような箇所については、できる限り早目に対応していただくようお願いしております。今後ともそのように対応して、いきたいというふうに考えております。
○7番 池田議員	はい。

○笹原議長	7 番、池田君。
○7 番 池田議員	はい、やはりあの道路で、最近ですねシルバーの人材不足とか、夏の間は休むとかいうような感じがありまして、各道路で草が茂って、視界を遮っているところも増えているようでございます。またあの、木とか枝に関しましてもですね、私たちが要望、要請に持っていきますと、やっぱり地権者の承諾を得たうえで、それから自治会長さんを通して、持ってきてほしいという声が出されるわけですが、このように地元の要望を得て自治会調査を通して、地権者の承諾を得て行政に提出する、そういうところが最近はあるんでしょうか、増えてきているのか。お伺いいたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	建設課長に答弁させます。
○岩下 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○岩下 建設課長	池田議員の質問にお答えいたします。最近では神川地区の平下線及び、神川中原線また、町道桜原線におきまして伐採作業を昨年度、行っております。先ほども申し上げましたとおり、スポット的な伐採ではなく、線的な作業であれば、地権者の方々の同意をいただければ、その際は建設業者さんに結構な日程で伐採していただきましたが、そういった形で皆さんのご同意がいただければ、作業することも可能です。しかしながら、どうしても伐採しちゃいますと、産業廃棄物という形になりますので、木の伐採の処分のところを、その地権者の方々のところに、山に、自然物ですので町が了解いただければ、そういう形で金額的にも抑えられるかなというふうに考えております。
○7 番 池田議員	はい。
○笹原議長	7 番、池田君。
○7 番 池田議員	はい。私たちもですね、よく要望が出されますので、こうしてこの前は初めて地権者の承諾を終えて、行政に出したところがあったんですが、そこですね、九電の線が通っているということで、すぐにはできないようなことを言われました。この九電へのですよ、そういう対応とかそういうのは行政側が行っていただけるのか、こちらの要望されるほうで、やったほうがいいのかそこをちょっと伺いたいと思います。
○岩下 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。

○岩下 建設課長	先ほど申し上げました3路線につきましては、九電もしくはN T Tもしくはキューティネットとさまざまな電線が各路線にあります。線がない場合につきましては我々、建設業者のほうにお願いするところなんですけれども、いかなせん線がある場合には我々としては、もしもっていうことがありますので、地権者の方もしくは代表者の方々から、路線について伐採作業をお願いできないかっていうことで、ご連絡していただけると九電さんのほうも、N T Tさんもまたその電線事業者の方々も対応していただきます。その時はこちらの建設課のほうに来ていただければ、連絡先等もお教えいたします。そういうことでよろしく願いいたします。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	それではですね、次に今の話なのですが、神川諏訪神社前ですね、ふる里館の先のほうであそこの国道269号線のカーブでは、土手の下方からですね、葦と言いますが茂ると視界が遮られます。何回かこう刈ってもらったと思いますが、定期的な除去が求められますが、どのように考えるか伺います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	ご指摘いただきました、神川諏訪神社前の国道のカーブの葦の除去についてですけれども、現場を確認しまして既に除去作業行いました。現場を確認した際に、敷地の所有者を確認したところ保安林敷地ではなく国道敷地であるということが判明しましたので、今後につきましては県で対応していただきますように、建設課を通じて県のほうに定期的に伐採を行うよう要望を行ったところであります。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。この三叉路におきまして数年以上前になりますが、ふるさと館側から旧国道269号線へと向かう高齢者の運転するバイクと鹿屋方面から根占方向に向かう車が衝突事故起こしまして、バイクの運転者が死亡するという痛ましい事柄がありました。事故の原因は定かではなく、いろんな要素が関係しているものと推測します。その1つとして考えられるのは、カーブの見通しが悪かったのではないかと、車のスピードの出し過ぎが1番じゃないかと、そういう話もあったようです。何年か前に、地元の方から伐採の要望を受けましたので、そのときは建設課の対応で葦を除去していただきました。また、今年の4月には再度伐採の要望が出されましたので、そこはですね法

	面の2mなのかどうかそれあたりまでは、そういう建設課担当でどっか業者に頼んであるということでしたが、それ以外は保安林関係の場所におきましては、そうですね、産業振興課の方でですね、対応していただきましたが本当に要望出してあくる日には即対応していただきました。それぞれの課におきましては、担当する場所が決められておりますが、葎ですか、この葎がですね、長さが4, 5mになるようで、相当下のほうから上のほうへ茂ってくるわけですね。だからどうしても、範囲の2, 3mぐらいではなくてその先までなってしまうので、どうしてもこの保安林の関係になってくるかもしれません。今後は、一緒になってですね、その課を挟まずに一緒になって対応していくという考えはありませんか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	町長。
○木場町長	建設課、産業振興課、両課のほうに今後は注視していくように指示をしたいと思います。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。地域の方々が安心して運転できますよう、また、施設の不備による交通事故が発生しないよう、住民の要望、意見などを伺いながらみんなで改善をしていく必要があると考えます。これで、交通安全対策についての質問を終わります。 次の問題に移りたいと思います。町営住宅の現状と今後の計画についてですがどのように考えておられるのか。また、地区別による要望等はないのか伺います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	現在、錦江町の町営住宅は131戸、公営住宅が211戸、特定公共賃貸住宅が18戸、合わせて360戸の住宅がございます。町営住宅の状況といたしましては、町の人口減少に伴い毎月募集をかけて入居希望者がいない住宅も発生しております。また、老朽化した住宅につきましては、台風、地震、暴風雨による倒壊や近隣住民、住宅への危険性等があるため入居者が全員退去した住宅から順次解体しているところであります。町営住宅の今後の計画といたしましては現状を考えますと、既存の住宅の長寿命化を優先して修繕等の維持管理を徹底していき老朽化した住宅につきましては引き続き、解体を進めていく計画でございます。なお、地区別による要望は今のところ特にございません。以上です。

○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。町内につきましては例えば半下石とか花瀬方面とか、そういうところからは建設の要望などが上がってこないということですね、今のところは私はやっぱり、町営住宅というのは要望が上がってこないからでしょうけど、各地区には少しは必要だと思っておりましたので、そのように要望が上がっていないということを聞きました。場所によってはですね、もう全部その住宅全体が使用されていない住宅地もあります。例えば大原にある大原住宅ですが、その後の管理体制はどのようになっているのか、今後の状況を伺いたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	大原荒田原住宅の管理の状況についてということですか。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。これは、まだ2番に入る荒田原に入る前の話ですが、場所によってはその荒田原住宅はまだ残ってるんですよ、何件か先ほど大原にはもう1つですね、もう2件、1号棟と2号棟があったんですが、大原住宅1号、2号これらについて、いろんな要望もあったもんですから、そのことについて少し質問したいと思います。
○岩下 建設課長	はい。
○笹原議長	建設課長。
○岩下 建設課長	ご質問にお答えいたします。今、池田議員が言われるのは大原小学校の近くの住宅の件ですね。はい、それは町営住宅ですね。町営住宅1号2号の住宅でございますが、今年度、来週入札の予定で令和3年度のいわゆる解体事業で計画をしております、来週入札がある予定でございます。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。そうですね、空き家になってほったらかしにしておきますと、野良猫や狸、ムジナ、また最近ではお猿さんの被害も発生しておりますのでその温床源とならないようにしっかりと管理していく必要があると思います。はい、そのように住宅1、2号はもうじきに解体されるということでございま

	したので次に行きたいと思います。次に２番目の、大原の荒田原住宅の現状と今後の取り扱いについては、どのような方針か、また、大原地区では住宅不足が懸念されますが、町営住宅の新築は考えられないのか伺いたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	大原の荒田原住宅につきましては 11 戸ありましたが、2 戸は、築 30 年を経過し老朽化が著しく、その後、居住者が退去されたため、平成 30 年に解体いたしました。また残り 1 戸の公営住宅についても、平成 24 年 7 月に退去されてから入居希望者がおらず、また、住宅内部の湿気等により、状態が悪いため現在入居を行っておりません。このため、現在は町営住宅 4 戸、公営住宅 4 戸の合計 8 戸になっております。このうち、町営住宅 1 戸について、前の入居者が、平成 28 年 12 月に退去されてから 3 年 8 カ月後の令和 2 年 4 月に新たな入居者が入られたため、現在は全戸入居の状態ですが、多くの場合においては退去されても後の入居希望者が、なかなか見つからない状況にあります。以上のようなことから、入居希望者が少ない状況にありますことから町営住宅の新築については、現段階では考えておりません。以上です。
○ 7 番 池田議員	はい。
○笹原議長	7 番 池田君。
○ 7 番 池田議員	ここ数年がですね、ある人が大阪から半年、田代の大原などで農業されていた方も住宅問題で引き上げたそうです。また、住宅があれば、都会からも定年後の生活を生まれ育った地元で過ごしたいと思う方が結構おられると思います。人口減少が止まらない現状において、少しでも歯どめがかかる手だてになると考えて住宅の建築が求められると思います。荒田原住宅は、今後減少していくでしょうが、大原地区におきましては、土地の提供者も多いはずですから、村づくりの機構とも話し合いをしながら地元の要望に応じて、新築などの計画とか考えていただきたいと思いますと考えますが、このことに関しては、どのような考えかもう一度伺います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	入居者が具体的に見込めない状態で、新たな町営住宅を造るっていうのはどうかなというふうには考えております。住宅 1 戸つくるのに、1,800 万から 2,000 万ぐらいは、かかるのではないかなというふうに思われます。しかしながら、以前、池田地区とか大原もそうでしたかね、宿利原地区地域の方々

	が、入居者を必ず自分たちで確保するというようなことから、地域に住宅を建てたという経緯も、以前はあったようであります。大原地区についても、どうしてもよそから帰ってきて、住みたいんだと、どうしても住宅が足りないというような、実情がですね、確保できれば、建設すること自体も検討に値するのかなあとと思いますけれども、ただ漠然と住宅があれば帰ってくるんだだけっていうぐらいの状況で、1戸2,000万ぐらいするのを建てましょう、建てた挙句の果てに誰も入りませんでしたっていうような状況をつくり出すことは町にとって非常によくないことですので、そこら辺については現段階で、住宅を造ります、造りませんというよりも、それぞれの地域によってその実情に応じて、今後計画に盛り込むか盛り込まないかを具体的に検討していきたいというふうに考えております。
○7番 池田議員	はい。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	はい。大原地区もますます人口が減ってきておりますが、若者がより一層住めるような、住宅の建設も声が少し上がっております。村づくりなどと話し合ってもらって、また検討してもらいたいと思います。 これで私の全部の質問を終わらせていただきます。
	(7番 池田議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	次に、5番、浪瀬君の発言を許します。5番浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	はい、5番。
	(5番 浪瀬議員 質問者席へ登壇)
○5番 浪瀬議員	皆様、おはようございます。通告をしておりましたので質問をさせていただきます。 まず、定住促進に係る助成についてでございます。近年、田代地区において若い人たちの住宅建設が増えているところですが、麓地区において住宅建設の場合は農業集落排水への加入を推進していますが、排水管まで距離がある宅地においては、多額の出費となっております。また、以前一般質問にもありましたが、簡易水道においても同様に経費がかかる状況であります。住宅建設に対しての助成はできないのか、町長に伺います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	浪瀬議員の質問にお答えいたします。田代麓地区の農業集落排水事業につきましては、平成13年4月に供用開始してから20年が経過しており、現在

	加入戸数が 236 戸であります。農業集落排水地域内の住宅建設等にかかわる新規加入者は、過去 5 年間で 5 戸となっており、施工費用については全て加入者負担となっております。また、簡易水道事業においても同様に本管部から宅地までの施工に要する費用は全て受益者負担となっております。確かに集落排水管、水道管までの距離が離れている宅地等もございますが、農業集落排水及び簡易水道の設置につきましては条例にもあります通り、それを行う者の負担、いわゆる受益者負担というふうにされておりますことから、現段階で、助成をすることについては考えていないところであります。以上です。
○ 5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5 番、浪瀬君。
○ 5 番 浪瀬議員	今の状況はですね。私も分かっているつもりでありますけれども、若い人たちが田代に住みたいということで、それも学校周辺にできれば住みたいということで、家を作られている途中でもあるし、また今後、造りたいというですね、もう設計段階に入っている人たちもおります。町としてですよ、麓地区、山下含む麓地区は、できるだけ農業集落排水に加入をしてくださいと、だんだん減ってきているということをお願いをして合併も考えたんだけど、やっぱ町がそういう考え方ならということですね、農業集落排水にさしてもらったと、話を聞けばですね。それでまあ、私としては、合併浄化槽にすれば、5 人槽で 43 万 2,000 円の補助があって、排管までというか、そういう工事費は、もろもろ出ますけれどもやはり、大体うちもやったけど足りるわけですね。もう、今後ですよ、その浄化槽を使う人が多くなれば農業集落排水も加入者が少なくなつて苦しく、また、高齢化によって、もう使用されなくなったところもだんだん出てきているわけですので、やはり、今さっき言われたように 20 年を経過して、なかなか農業集落排水のほうも、費用が嵩んできておりますので 1 件でも多くですね。1 人でも多く利用していただける方法としては、やはり合併浄化槽を見たときに、長さの費用に対して何分の 1 かの助成はできないのかと思ってるんですがどうですか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	農業集落排水事業を存続させるか、あるいは廃止してそれぞれの家のでの合併浄化槽にするかっていう問題については、以前、前議員の段階で検討していただきまして、今の農業集落排水を更新しようということで、現在、その更新のための事業に着手しているところであります。浪瀬議員も十分ご存じだと思います。それについては、相当の経費を払っているところであり

	ます。そういうことから、合併浄化槽に移行するということは、基本的には今のところそういう考えは当然ありませんので、当然、農業集落排水地域内に新しく家を建てるということであれば当然農業集落排水を利用させていただくということが大前提であろうと思います。そういうことから、本来個人で負担すべきところをちょっとでも農業集落排水を利用しやすいために、町が助成してやるということは、受益者にとってももちろんいいことだろうと思いますけれども、今までの経緯であったりとか、それから、農業集落排水を使えない合併浄化槽を自力でやっているところについては、それなりに、国県の補助以外の部分については個人負担をしてもらっております。そういう意味では、従来どおりの方法でいかざるを得ないのかなあというふうに考えております。ただし今年から新築住宅については、幾らかの助成制度を設けておりますのでそういうのを幾らか利用しながら、新築住宅について促進をしていけばなというふうに考えております。ですので、特に農業集落排水の引込線の費用を町が補助、あるいは負担するということについては従来どおりのやり方で堅持していきたいというふうに考えております。
○ 5 番 浪瀬議員	はい。
○ 笹原議長	5 番、浪瀬君。
○ 5 番 浪瀬議員	町長、合併の場合はですよ、やはりこう排管を掘るのも、上水道も高さが低くていいんですが、やっぱ集落排水、農業集落排水になると相当掘らないと本管が深いから持っていけないということで上水道よりかもずっと集落排水のほうがですね、お金がかかってるわけです。それで、もちろんほら、町としてもできるだけ入ってくださいってもう 90 何%もう、加入ですので、99%あるのに 3 軒入ってないだけで、全部もうもともとがですよ、単独浄化槽つくってるところもそれを壊して農業集落排水に加入してくださいということで、なってるわけですから、その当時はですよ、合併浄化槽もなく、補助もなかったと思うんだけど、やっぱり今現在としては、もう、43 万 2,000 円ですか、5 人槽で、町内業者にお願いしたときに、もうみすみすそっちもあるのに、農業集落排水に入ってくださいって町が進めてるわけですから、その辺はですよ、町は進めていて、ほんなら受益者負担だから、それは自分でやりなさいよと言いたいでしょうけれども、片方は、合併浄化槽にする 43 万もらえるとそうしたら、自分でいいほう選択してくださいと町が言ってるようになりますよね。やっぱ、ある程度若者たちが家を作って、それでそこに進もうとそのときにはやっぱ相当な金額もいるわけです。43 万という金額は相当な金額ですので、やはり、気持ちとしてですよ、子育て世代でどうのこうのと今まで言ってきた家を造るんだったら、その分は少しでも補助を

	してやりましょうって何分の1、見積もり業者の何分の1をですね、してやりましょうというのが私は本来の姿じゃないかなと思うんですが、自分たちでやってくださいではちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが。町長、考えを変えられませんか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	自分たちでやってくださいっていうのがおかしいっていうのはどうかなと思います。今までそういうふうに、条例で決まってやってきてるわけですから。農集排の場合の処理管理費用っていうのは、合併浄化槽の場合は確かに作る時には、国と県の補助もあります。それ以外の部分は本人負担も当然発生してると思いますが、そのあとの浄化槽の管理については、毎月ですかね、毎月業者に管理費を払わないといけませんし、法定の検査もずっと受けなければなりません。ところが農集排の場合は、水道料のたしか半分を維持費というふうに払いますので、設置するときには幾らか費用は、合併浄化槽よりもかかるかもしれませんが、年間的な維持費のことを考えれば、農集排のほうが管理料としては合併浄化槽つけるよりも安く維持できるというふうに判断しております。そういうことを踏まえて、今の制度をそのまま移行しても、何ら問題はないのかなというふうに考えております。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	町長、あの、どういう認識でおられるか分からんけど、水道料の半分じゃないわけです。水道料を払って、水道が使えますよね。だからその水道料を計算して請求は行ってるはずですので、だから、水道料2分の1、半分じゃなくて、だからこの辺に畑があってここにどンドン水を撒いたりしますよ、そしたらそれも農業集落排水のお金に加算されるわけですよ。使った水道料に対してですから、その2分の1とか何とかじゃないはずですよ。ちょっと、担当課長にお聞きしたいのですが。
○舞原 支所長	はい。
○笹原議長	支所長。
○舞原 支所長	はい。ただいまのご質問ですけれども、農業集落排水の使用料につきましては、基本料が月に1,300円。それから1t当たり90円となります。水道料については、基本料が500円。1t100円ということで大体ほぼ水道料と同額ぐらいに月々になると思います。4人家族で平均聞いたところ3,500円ぐらい月にかかるらしいです。以上です。

○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	町長、水道料で還元されてるわけじゃないんですよ。基本料金が500円違うだけで水道料金だからさっきも言ったようにここへ垂れ流しをすれば、それも、農業集落排水の費用になっているわけですよ。だから、3,500円って言えばやっぱりですよ、合併もそのくらいの金額なんです。管理費かれこれ、大山さんに払うのも余計に変わらないと私は思っております。今後、やっぱり家を建てて若者たちが住むとする場合、やっぱり少しは、繰り返しますが考えていただいて助けてやりたいと思います。やっぱ、今度、家を作った人も距離が長くて農協のところからずっと引っ張ってきて、それで上水道は役場のところから業者が全部、切ってしてもう100万は軽く超えてるわけです。それでそういうのを考えたときにですね。今後、そこはほら、もう町のそういう推進をされているということでされたんですが、今後、家を建てようとする人はもう町の考えとは違って、国から県から言われるけど本人には、43万2千円という助成金がでくるわけですので、全然違うわけですよ。トイレを造って排管かれこれはどうせ、どっちもかれこれしないといけないけれどもやっぱ、その辺を何か町長の考え次第ですけど、どうですか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	すいません。集落排水の積算の仕方での私の認識がちょっと違っていたのは、申しわけありませんでした。今おっしゃったとおり、距離の長いところについてはやっぱり負担がかかるっていうのはこれはもう農業集落排水にしる水道を引くにしろ一緒だろうと思います。先ほども言いましたけれども今までの経緯もありますので、私としては、町内に新しく家を造って住むということは、町にとっては非常にいいことですので、何とか応援したいという気持ちはありますけれども即それが、町の予算とかそういうことにもかかわってきますので、1回農業集落排水の場合と合併処理浄化槽の場合の比較計算をしたりとか、そういうことを踏まえてちょっと時間をいただければというふうに思います。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	町長、もう何かくどくど言ってもですよ、あれだから私としてはですね、条例があるとか諸々ですので今後のことを考えて、まず、農業集落排水への加入を促進しているというのを1つ考えていただいてそれでまあ、ちょっと

	今言われたように、合併浄化槽との絡みもあるのでという回答でしたので毎回、その辺を含めて検討をしていただくということで、どうでしょうか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	町長。
○木場町長	具体的に年間の費用かれこれを含めて、合併浄化槽、農業集落排水、両方の比較検討をした上でどうすべきかということを再度検討していきたいと思います。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	できないという前提はしたくないんですが、そのときはやっぱりもう合併浄化槽でも造られても結構ですよ。町が言ってというか、そういう方向性もあるということで。そうしないと、なかなか合併にしたほうがもう50何万減るなというのも今後出てくる可能性があるわけですよ。そうしたときにやっぱりなかなか、基本的にはですね私も、農業排水への加入を全戸数していただきたいというのが実際の気持ちなんですよね。やっぱり、今後機械も老朽化してきてお金もいるし、そうした場合にやっぱり加入がないと採算がとれなくなっていくしますので、いいですか。町長。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	最初の答弁で申し上げましたけれども、田代地区の農業集落排水事業については集落排水のエリアの浄化槽については、基本農業集落排水施設を使っていこうということで多額の予算を投じて更新を今しているところっていうのは申し上げました。ですので、基本的には町も相当な費用を払って、農業集落排水事業の更新をしているわけですので、その農業集落排水地域内の人たちに、合併浄化槽をしてもいいですよ、というのは町としては、そういうことを進めるということは原則ありません。それはご理解いただきたいと思います。ただ農業集落排水の工事費について、町が集落排水への推進をしているので何らかの形で助成しなさいっていうのも、分からない訳ではありませんけれども、農業集落排水はそれなりに町も相当の負担を払っているということも理解してもらった上で推進をしているという状況ですので、基本的にはその考えは変えることはないというふうに考えております。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5番、浪瀬君。
○5番	はい。何度も言いますが、私も農業集落排水にはですね、全員加入

浪瀬議員	をしていただきたいと思っているのは事実です。そういうふうに参加していただくために、少しでもまた支援ができるように、検討してくださいとお願いしたいと思います。それでよろしいですか。 それでは、次に２番目に移りたいと思います。田代高校跡地の活用についてでございます。田代コスモスが撤退をした田代高校跡地建物を今後、どのように活用をしていく考えなのか。また、旧田代体育館は、解体工事設計委託まで行ったわけですがけれども、その後どのようなになっているのですか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	田代高校跡地、建物の今後の活用についてということですが、錦江町ゲストハウスよろっでを運営する会社が田代地区でゲストハウスの建設をしたいと。それについて検討をした経緯もございますけれども、築 60 年以上経過しており、シロアリ等の被害もあり補修等に多額の資金が要するというため、断念したという経緯もございます。高校跡地利用につきましては、今後、田代地区地域活性化検討委員会において、解体も含めて検討をしてその結果、本年度策定します、公共用施設等総合管理計画の個別計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。また、田代体育館は現在は条例上は、町の体育施設として位置づけられております。現状はご存じのとおり、倉庫として活用しています。この田代体育館につきましては、平成 28 年度に解体に向けた協議がなされ、解体工事設計まで終了したところでございます。ただ、設計書によりますと解体費用が 3 千万円弱と非常に高額であったため、緊急性など再検討した結果、平成 29 年の当初予算の段階で予算計上されませんでした。高額な解体費用を使うより、倉庫などとして活用していくことになったようであります。その後 5 年が経過し劣化も進み、雨漏りなどもしています。外観も傷んでおります。このような状況ですので、今回の過疎 5 カ年計画において、解体と代替の保管倉庫を計上したところでございます。なお、今後、町で公共施設の個別施設計画により、具体的な計画を策定していく予定であります。以上です。
○５番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	５番、浪瀬君。
○５番 浪瀬議員	田代高校、ここはですねコスモスさんが今まで利用していただいてなんとか持っていた状況ではあるんですが、この前、先週あそこのやよい商会、それから体育館周辺を綺麗に草をですね、凄く草が生えていることを言おうかと思っていたら、ちゃんと綺麗に切ってくれてありまして、きれいなところですね、沿革を見に行ったら昭和 23 年 4 月 1 日に農業科、家庭科として

	あそこを開業開校になっております。25年に根占高校田代分校となって、27年にですね独立校舎完全完成して現在に至っているという、いうことで町長が言われるように60年70年もなってですね。ちょっと歪みもあったりしてるんですが、まあなんか、ああいうのもう珍しく解体をするのも何か忍びないようなまだ、あそこの出身の方々が60歳50歳代からずっとおられる訳です。何か利用できないかと思って、私も聞いたりしたんですが、なんか音楽の演奏の発表会とか、そういうのをやればいいかなあとか思ったんですが、もちろんですね、トイレがもうだめなんですよ。あそこを利用するとなるとトイレを造り変えないと利用できないなあと実感したんですけども、もうよろっでを造ったあの人たちも見て検討したんでしょうけど、なかなか良くないということなんです、もう、解体するしかないんでしょうか。何か活用方法というのは見いだせないですか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	答弁の一部にも申し上げましたけれども、田代地区の活性化委員会等もありますのでそこで検討していただいて、築60年以上経っている、シロアリで一部腐食しているようなそういう建物を有効活用するような具体的な方策が見つかればですね、可能性としてあるかもしれませんが、現段階ではもう、壊すしかないのかなあというふうに思っております。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	私も質問をしたんですが、こういうふうに使ったらいいんじゃないですかというのがですね、ずっと調べたけどなかなかないわけですよ。トイレに何千万かけないといけない。だっ広くて、何かこうああいう縫製工事をかれこれ利用できるかもしれんけどなかなか、建物も古くてということですね、その辺はもう田代地区の検討委員会に任せてもらって、何かできる限りですね、余り費用がかからない方法で利用ができるんだったらいいのかなあと思っております。何か、こういうのというのがあればですね。提案をするんですが、なかなかいろんなところに聞いてみたい利用価値はないですかと調べるんだけど、なかなかない状態です。それと、やよい商会のあそこと体育館は、もうちょっとですねあそこをここ10年以上体育施設として使っていないんじゃないかなと思うんですよ。できるだけですね、早く壊してやよい商会のあそこも壊してですね、何かほかに住宅地とするのか、どうせあのまま置いていても3,000万かかるということです。けれどもほっとけばほっとくほど、3,000万が3,500万に4,000万になるんじゃないかなと。これでも

	し、買う人がいるのかどうか分からない、住宅地か何かそんな利用に早いうちにできないかなと思ってるんですが。どうでしょう。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	町のほうとしましては現時点であそこの跡地利用について、具体的に案はございません。ですので、先ほど申し上げましたようにまずは田代地区の活性化委員会等で具体的に検討を進めていっていただきたいというふうに考えております。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	町長、その体育館とかですよ、やよい商会のそれも田代地区の検討委員会に任せるといえることですか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	今のところ、跡地の具体的な検討というのは今の町のほうとしてはございません。何か提案したいというのであれば、検討委員会で案等出していただければ、町のほうも具体的に検討を進めていきたいと思いますが、現時点でやよい商会と高校体育館の跡地の一体の敷地について具体的にこういうふうに、町が使えますという具体的な計画は今のところありませんということです。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	何か、検討委員会にですよ、こういうことを任せても、私は大変だと思うんですよ。高校のあそこの校舎に何か使い道がないですかと、なければもうそうなんですけど、私が聞いているのは、雨漏りをしてなかなか中に入っている品物も濡れないかなと思うわけです。だから、もう体育館を壊すなら壊してということなんですけれども、ちょっとこう入れ違いがあるんですけれども。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。

○木場町長	1 回目の答弁で解体したと、体育館に入っているいろんな道具等がありますので、それを補完する小さな倉庫みたいなのは造るということは予定をしております。それ以外のことについて今のところ、具体的な計画がないというところです。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	28 年の解体設計委託をした時に私たちが聞いたのは、あそこを解体してあそこに入っているかれこれをですよ。入れる倉庫を造ろうというところまでは聞いたもんだから。その後、どうなったかなと、ちょっとできることならばですね、もう早めに体育館の分でもですね、もう壊していただいて、あそこを整地をして小さな倉庫でもですね、造っていただければと思うんですが、当面の間、解体は無理ですか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	解体する予定であります。あそこ現在教育委員会の管理下になっておりますので、私の答弁で何か不足する部分があったら教育課のほうで答弁させます。
○今熊 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○今熊 教育課長	先ほど町長が申しましたように、最終日に提案される過疎計画のほうに今回計上しました。そこらあたりでご審議していただきたいと思いますが、教育委員会といたしましても、3,000 万ぐらいの高額な金額ですので、早目の解体ができればと思いますが、解体について、なかなか補助事業とかございませんで町単になるのかなと。あと倉庫とかが何かないとかですね、そのような議論をしているところでございます。過疎計画のところでご審議していただければありがたいと思います。以上でございます。
○5 番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	よろしくお願いします。町長あの、私がですね、もうちょっと早くやよい商会跡と体育館を壊していただきたい理由がですね、あるんですけどこの席でいうような内容でありませんで、その辺はまた後日、町長と会ったときでもですね、話したいと思いますので、これで私の一般質問を終わります。
	(5 番 浪瀬議員 質問者席から降壇)

○笹原議長	ここで休憩をいたします。20 分から再開いたしますので、よろしくお願いします。
	休憩 11 : 05 再開 11 : 20
○笹原議長	休憩を閉じて質問を始めます。次に、1 番、久保君の発言を許します。 1 番、久保君。
○1 番 久保議員	はい、1 番。
	(1 番 久保議員 質問者席へ登壇)
○1 番 久保議員	はい。それでは、通告に基づき質問事項 3 点、質問させていただきます。昨今全国的に、コロナの第 5 波が猛威を振るっております。本町におきましては、本町の担当課を初めとした皆様方のご尽力いただきまして、町民の方々のワクチン接種が早い段階で進み、まことに頭の下がる思いでございます。このままですね、本町においても感染者数をもうこれ以上出さずに一刻も早く、日常が取り戻せるようになることを願っておりますが、ただ全国で見ますとやはり県内も含めてですね、また引き続きこのコロナ禍というのは、継続していくことが想定されます。場合によっては来年度以降も、このような形でですね、定期的にやはりそういった流行の波というのが発生していくこともあり得るのではないかと、ちょっとそういうような影響も懸念されているところでございます。一方、そのような中でですね、このコロナ禍も 2 年目を迎えたというところでございまして、そういった状況にある with コロナという取り組みをですね、粘り強く継続していく必要があるということも考えられます。 前回、私が 6 月議会時に質問いたしました、錦江町ファンクラブ等の公式 SNS、ソーシャルネットワーク等を活用した町内事業者、またそういった商工会事業者等ですね、連携したオンラインでの関係人口拡大、特にそういった県人会でございまして、本町とゆかりのある方々との関係人口拡大の取り組みに関して伺いいたしますが、その後具体的な取り組みでありますとか事業等、進捗がございましたらお聞かせいただければと思います。お願いいたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	久保議員の質問にお答えいたします。議員が懸念されるよう、新型コロナウイルスの感染拡大により本年度におきましても、町内事業者、商工会等が連携した特産品販売等のイベント開催が中止となり関係人口拡大に向けた取

	り組みがなかなかできない厳しい状況が続いております。ご提案いただいておりますSNS等を活用したオンラインでの関係人口拡大の取り組みにつきましては、7月21日、鹿児島市の城山ストアで開催しました、錦江町フェアにおいて、試験的にお客様と本町の地域おこし協力隊をZoomなどのWeb会議アプリでつなぐ取り組みを行ったところであります。 また、10月中旬に鹿児島市の宇宿商店街において、開催を予定しております錦江町フェア、来年2月に開催を予定しております、鹿児島市のオプシアミスミでの錦江町田舎市場におきましても、来店された消費者と、本町の生産者や事業者等、同様にZoomなどでつなぐ取り組みを行うこととしております。 さらに、南さつま市、肝付町、南大隅町と本町、1市3町で来年2月に開催予定しております、半島隅くじら元気市におきましても、開催時期中各市町の特産品をオンラインで販売する取り組みも計画しているところであります。 また、こうした物産販売の取り組み以外にも南大隅町と設立しております、南隅地区観光連絡協議会の取り組みといたしまして、SNSを活用したフォトコンテスト、大隅フォトコンペを11月に1カ月間開催し、両町のPRと観光振興を図り、交流人口、関係人口の拡大につなげていく予定にしております。新型コロナウイルスの感染拡大により、大変厳しい状況であります、引き続きSNS等を活用したこのような取り組みを通じて関係人口拡大を図ってまいりたいと思います。以上です。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	はい。今各事業の実施、また計画されているところで答弁いただきました。是非ですね、こういった取り組みを継続して1人でも多いですね、こういった関係人口、交流人口の獲得に向けていただければと思います。 今7月21日等ですね、そういった城山ストア等の実績がご報告いただいたかと思うんですけど、ちなみにこのときの参加者の人数やそういった規模と実績がございましたら教えていただきたいのと、あと今後ですね、予定されております、各種イベントにおいてどのぐらいのですね、そういった参加者の皆様、参加されるのか、もしそういった想定計画等があれば、教えていただければと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。

○木場町長	担当課長に答弁させます。
○福園観光交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○福園観光交流課長	錦江町フェアにおいての実績でございますが、来店されたお客様、5名から10名だったと思います。地域おこし協力隊が1名とZoomで繋ぎまして、お客様がリクエストくださった曲を地域おこし協力隊の職員が得意とするフルート演奏を行ったり、そういった交流をしたところでございます。販売額につきましては、ちょっと手元に資料にございませんので、後ほどご報告いたしたいと思います。以上です。
○1番久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番久保議員	はい。ありがとうございます。5名から10名の方がご参加されたというところで、初めて取り組まれているところでもしっかりしたご出席かと思いますが、まだ逆に言いますとやはりまだまだ伸びる余地があるのかなと思いますので、今後継続してですね是非、参加者の増加っていうのをですね、引き続き取り組んでいただければと考えております。 また、今答弁いただきましたように、3町また1市3町、そういった広域で連携を組むことによりまして、よりこの地域の魅力発信というところにつながるかと思うので、こういった他市町との連携もぜひ進めていただいてですね、こういったイベントを1つでも多く開催いただきまして、本当に今、コロナで大変苦境に陥っていらっしゃる事業様等ですね、そういったご支援になるように、取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。 はい、続けて2項目でございます。今やはりコロナの状況となりましてこういった環境、観光事業者さんやこういった町内の事業者さんの不況というのが続いている反面、一方やはりですね、今回のコロナショックに伴います一極集中というところの是正というのも1つ大きな流れになっているかというふうに考えられます。そのような中でですね、今の特に首都圏からの企業の地方の移転でございますとか、仕事と休暇を一体的に行いますワーケーション等の取り組みが進んでいるというようなところもございます。また一方でですね、これは以前からのそういった取り組みでございますが、個人の2拠点生活者の増加でありますとか、Iターン者また本町出身のですね、Uターン者、こういった皆様がですね、今後長期的に是非こういった地元、そういった都市部からの新たなですねジョブチェンジといいますか、そういった

	キャリアの転換というところも考えたような形で、長期的にですねこういった地方の流れというのが、増加していくのではないかとことも考えられます。一方ですね、本町においては合併以降ずっと人口減少が加速しているような状況でございますが、こういった都心部からの人々、特に若い働く世代の方々が帰ってきていただくと。そういった施策を取ることにによりまして、この人口減少に少しでも歯止めを掛けるような、そういった転機にすることもできるのではないかとことも考えられます。そのような中ですね、当町内におけます、こういった移住者や U ターン者の方々にお話を伺いますと、例えばこうやって来ていただいて、もちろん住宅や仕事というところになるんですが、そういったところでですね、役場におけます窓口手続、また、そういったご支援に対して、もう少し寄り添った支援をいただきたいというふうなちょっと声をいただいております。具体的にはですねやはり転入の手続とこういった仕事等々の紹介、斡旋、また住宅の紹介ですね、そういったところで個別部署でありますとか例えば仕事に関してはちょっと仮にハローワークに行ってくださいとかですね。そういったところで、ちょっと少しやはり戸惑いというか、ちょっと、特に若い女性の方とかですとちょっとそういったところで少しお困りになられたというふうな事例がございました。そういった中でですね、例えばでございますが、そういった外からの皆さん、U ターン者も含めてですね、そういった皆様に関しまして窓口をワンストップ化し住宅、仕事に関するですね、部署横断型支援チーム等のそういった組織はできないものかというところに関して、お伺いいたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	現在、I ターンとか、ワーケーションによる移住の問い合わせ等につきましては、未来づくり課が総括的な窓口になり、対応しております。住宅や仕事などの相談があった場合には、必要に応じて未来づくり課からそれぞれの担当課へつないでいるのが現状であります。ただご指摘のように、移住に関わる相談は、住宅や仕事、各種手続など多岐にわたり、また継続的な支援が必要になることが想定されますことから、今後は必要に応じて、関係課によるチームを編成して対応してまいりたいというふうに考えております。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	はい、1 番、久保君。
○1 番 久保議員	はい。今答弁で必要に応じてそういったチームを組織いただくというところで回答をいただきましたが、是非ですね、ちょっとそういったチームを、早い段階で発足させてそういったですね、支援をしていただければというふ

	うに考えております。ちょっと先ほどもですね申し上げてましたように、1つですねやはりこのコロナショックがもたらしたものがこの地方回帰という動きでございますので、当然ある段階で終息が迎えるかもしれませんが恐らくこういったですね、流れというのは今後も継続するかと思いますので、特に本町がずっと取り組まれていらっしゃると思います、そういった移住の方々、またあるいはですね、その企業のサテライトオフィスに代表されますような、そういった取り組みというのをですね、ぜひ一体化していただいて、少しでもですねこういった、コロナ後のですね、人の呼び込みというところにつなげていただければと思います。 ちょっと今お話でちょっと関連で追加でちょっと1点、また質問させていただきたいんですけども、今までこういったですね、移住者の取り組みをなさってきたかと思うんですが、これまでのですね年間の大体そういった実績、移住者等のですね、そういったことに関して具体的な実績がございましたら、お聞かせいただければと思います。またコロナ後もまた引き続きこういった取り組みをされるかと思いますが、その際における、1つ、目標といいますか、そういった計画等がございましたら、教えていただければと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	町長。
○木場町長	未来づくり課長に答弁させます。
○中島未来づくり課長	はい。
○笹原議長	未来づくり課長。
○中島未来づくり課長	はい、久保議員の質問にお答えいたします。今までの移住に伴う、実績でございますが前年度でございます。まず、移住につきましては移住下見という形で、移住希望者の方の下見の受け入れをしております。それにつきましては、昨年度9組の9名を受け入れをしております。実績といたしましては、地域おこし協力隊の方々が中心となりますが、5名の方が移住に本年度から来ているというような状況でございます。 続きましてサテライトオフィス、お試しサテライトオフィスの体験の実績でございます。昨年度は10社の20名を受け入れをしております。その実績といたしまして、本年度4月からはですね、例年、公営塾で運営しておりました、株式会社VQSという会社がですね、今年度実際、錦江町内に法人を移しまして教育ICT活用協議会という法人を建てられまして、その公営塾の業務に当たっていただいております。それと同時にですね、1人の若い男性がですね移住いたしまして、業務に従事しているところでございます。もう1点は以前、議員の皆様にもご説明いたしましたとおり、南洲エコプロ

	ジェクトの方々が、4月から南州農場さんが母体となる企業でございますが、そこが実際神川の活性化センターに法人を構えて実際に福岡のほうから若者が1名今のところ錦江町に移住してきているところでございます。以上でございます。 今後の計画にいたしましてもですね、議員がご指摘のとおり、今後サテライトオフィス仕事の多様化ですね、多様化というのは進んでいくと思いますので、サテライトオフィス等ワーケーションから見た形でのですね、取り組みを積極的に行っていきたいと考えております。以上です。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	はい、1番、久保君。
○1番 久保議員	はい。今答弁いただいたようにですね、このコロナ禍におきましてしっかりこういったご実績が積みされているということです、是非今の取り組みをですね継続いただいて、より多くの方々に実際、足を運んでいただきそして、住んでいただくというふうなですね、取り組みを進めていただければと思いますので、ぜひ継続いただきますようお願い申し上げます。 はい。では次、2点目の質問に参ります。コロナ後を見据えた、神川海岸一帯、花瀬一帯の総合開発に関していうところでございますが、やはり、このコロナの影響というのは今こちらで質問させていただいたように交流人口関係人口の一部地域現状というのは引き起こしておりまして、本町においても、やはりこの人がなかなか来ていただけないという状況が続いているというところで特に花瀬地区の事業者の皆さんもですね、ほとんどやっぱりもう人が来られなくなったというところでお声をいただいているようなところでもございます。ただ一方ですね、やはりそのような中でも、コロナ後というところで見まして、本町においてこういった神川でありますとか花瀬といったすばらしい観光資源がございますので、コロナ後はですね、こういったところの名所におきまして多くの人々に本当に足を運んでいただきまして実際に滞在いただくことで、本町のファンになっていただき、その後もですね、こういった関係人口とSNS等を通じたつながりを持っていただくことで、ふるさと納税などの多くの点でですね、本町と関わっていかれる、そういったことがですね、実現していく中で本町におきます、こういったふるさと納税等の資金の調達が完了いたしまして、少子高齢化に伴う今の厳しい状況のですね、経済起爆剤になっていくことが期待されるというふうに考えられます。そのような、1つ展望もある一方で、今ですねコロナというところで1つ、キャンプが流行しているというところがありまして、本町におきましては神川等でですね、やはりゴールデンウィーク等にかなり過密になったというよ

	うなところもありますが、このようなキャンプというところで1つ、ソーシャルディスタンスも取り入れているところでより地域にですね、長期滞在できる高級キャンプであるですね、グランピングというふうなキャンプスタイルが流行しております。これはですね、ちょっとリッチなキャンプというところと、あと食事とかも地元のものを提供して、本当にちょっと高級な地元のそういった食を味わうようなキャンプをされるのですが、今このような本町における花瀬や神川はキャンプ場が今ございますが、そういったところで今後そういったグランピングのような、そういった施設を整備していく事があるのかお聞きしたいです。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	議員の提案されるグランピングにつきましては、富裕層をターゲットにした快適性と高付加価値を提供する高級なキャンプで県内におきましても例えば、温泉業者や宿泊業者といった高級食材や専門性の高いサービス提供についてのノウハウを既にお持ちの民間事業者により運営されているケースがほとんどであります。このようなグランピングの提供体制を整備するとなると、新たに専門的なスキルを持った人材の配置であるとか、施設整備等が必要になることから、町としましてもそのような取り組みを現段階で進めることはちょっと難しいというふうに考えております。本町といたしましても、初心者キャンパーに人気のある、神川キャンプ場や五右衛門風呂が人気の花瀬オートキャンプ場、さらには、豊かな自然に恵まれた花瀬バンガロー村など既存のアウトドア施設の魅力を十分に生かした取り組みを引き続き実施していきたいというふうに考えております。以上です。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	はい。今、答弁いただいたようにですね、グランピングとなりますとやはりそういったノウハウのある事業者様であるとか、そういったスキル、そういったサービスの提供体制というところでやはり町がやるとなると難しいというのは、確かにおっしゃるとおりかなと思います。ただ一方で、こういった施設があることによってやはり1つ大隅半島本土最南端だということで、例えば佐多岬に来られる方であるとか、あるいはJAXAの施設があるというところで遠方からそういった打ち上げを見に来たりとか、そういった方も一定数、必ず来ていただくような方々もいらっしゃるのではやっぱりですね、町でやるってなると難しいところがございますが、県内でも、今答弁いただいたように、そういった温泉事業者等のノウハウももちろん民間さんもされて

	いるというところで、こういったグランピングというのはやはり、そういった民間主導型っていうのが1つ具体的な成功のモデルになるのかなというところでございますので、例えばなんですけども今神川と花瀬で今初心者向けの設備ですが、例えばその一部の施設をですね、例えばこういった民間事業者様と共同で開発というか改修をして例えばその施設の一部のみを例えばそういったお試しのグランピング設備にしたりするようなそういった取り組みをしていくことはいかがでしょうか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	本町の既存の観光施設につきましては、コロナの感染拡大により現在閉鎖を余儀なくされておりますけれども、コロナの影響が大きくなる前の令和元年度におきましては、神川キャンプ場や花瀬バンガロー村、花瀬オートキャンプ場、花瀬レクリエーション村に4,000人近い観光客が訪れていただくなど既に人気の観光スポットとなっているところでございます。本町といたしましては、コロナ禍において、ますます注目されているマイクロツーリズム、近場での観光の取り組みであったりとか、アウトドア体験の場を十分に生かした、町内の新たな魅力を発見して、マインドフルネス資源や神川海岸の陰絵の祭典などの充実、各種取り組みを進めながら、引き続き、観光資源の磨き上げに努めアフターコロナに行きたくなる町を目指していきたいというふうに考えております。久保議員からご提案のあります、グランピングにつきましては具体的に新たにに取り組むというよりも、既存の観光資源に磨きをかけていくというほうに重点を置いていきたいというふうに考えております。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	はい。既存の設備の磨き上げをされるというところでございますが、一方でですねやはり、キャンプに来られる方々の趣向というのも変わってまいりますので、もちろんマイクロツーリズムのお客様、大多数としつつもちょっと一部ですね施設ではそういう、検討も始めていただきたいというふうに考えるところでございます。ちょっと関連してですね次、2項目目の質問の要旨というところでございますが、今お話に出ております、この神川海岸一帯、花瀬一帯に代表されますように、もうすばらしいですね、景勝地でございます。特に神川ですね。この100名山が2つ見える海岸というのは恐らく全国にもあるかないかで非常にロケーションもすばらしいというところでございます。一方でやはりちょっと手狭というかですね、駐車場もそうです

	し、全体的な敷地もそうでございますが、そういった手狭な観点からそういったですね、コロナ後においてそういった来ていただく、あるいはその長期滞在をしていただくとなると、ちょっとなかなかやはり難しい点があるのかなというところもございます。今後こういった場所によっての多くの方々より、これまでコロナ以前においても 4,000 人という実績でございましたができればですね、本当にコロナ後はもっと、1 万人を超えるような人に来ていただければというのを考えた場合、やはりある程度の設備の整備というのは必要ではないかと考えられます。基本的な方針としましては、既存の設備の磨き上げてるところであるかと思いますが、そういった今後の観光需要の増大を見越したような総合開発で、可能であれば一部ですねそういったグランピング施設等への改修、そういった富裕層の方々も来ていただけるような、そういった方向性も 1 つ、示すようなそういったご予定はありますでしょうか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	実は観光振興計画をですね、今年本当は昨年から作る予定でございましたけれども、なかなか外部からのいろんな、コンサルタントであるとか、講師の先生との調整がうまくいかずに、今年も当初予算化したんですけども、計画策定には、まだ至っておりません。ですので、アフターコロナに向けて来年度ですね、本町における観光振興計画をつくり上げようというふうに考えております。その中において、今具体的にグランピングのことやら、提案はありましたが現段階では、計画の予定はありませんと申し上げましたが、それらの可能性についても検討に値するのではないかなと思いますので、来年度の観光振興計画の中に多角的な面から検討を進めていきたいと思っています。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	はい。今そのコロナで延期になったこの観光振興計画の策定を来年度予定されているところでしたので、是非ですね、その観光振興計画にこのコロナの教訓も入れ込むような形でそういった今後のですね、この町内の観光資源のブラッシュアップ、またそういった発展の計画をぜひ明記していただいて、それに基づいてですね、このコロナ後の観光っていうのをしっかり盛り上げていただけるようお願いいたします。 3 点目の質問に移らさせていただきますが、一方ですね、神川海岸一帯、花瀬一帯は特に川の流域というところもございますので、災害時におけるそういった強靱化対策も望まれる地域でございます。特にこの神川の下流の近く

	の住民の皆様からやはりそういった、洪水、台風の時の水が非常に怖いというふうなお声もいただいております。花瀬もですね、同様のそういったお声が、伺っているようなところでございます。こういったところは、観光地であるとともに一方で、やっぱりこういった災害時における強靱化対策も、今後の気候変動を見据えてやはり取り組んでいかなければならない場所なのかなと思います。そうなった場合、やはり1つ国土強靱化事業というのがございますが、一方で観光のそういったスポットでもございますので、そういった観光のスポットであると同時にこういった国土強靱化、さらにはそういったところの設備で実装する施設というのもしっかりとそういった災害に対応できるものでありますとか、あるいは脱炭素ですね、そういった公園自体の設備が脱炭素の設備というのが1つですね、もう前提になってくるような、そういった形になるかと思えます。このような計画になりますと、本当に短期ではなくてより中長期を見据えた、そういった設備の更新計画となってくると思いますが、そういった将来を見越した国土強靱化、またそういった脱炭素、そういった観点から、この一帯の開発というのをを行うことによりまして長期的に見ますとやはりこの地方創生ですね、ひとつ核となるような事業になっていくのかなと考えられますが、そのようなですね、計画を町として持っていることによりまして今後国や県がそういった関連の事業の補助という恐らく出すような形になってくると思うのですが、そのようなですね中長期的な観点から、こういった地域の総合計画、そういったものを策定し、今後ですね中長期的な振興計画等に今後反映していくなど、そういったところのですね計画等がございましたら、お聞かせください。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	本町の計画につきましては、第2次総合振興計画を最上位計画としてまち・ひと・しごと創生法に基づく第2期錦江町総合戦略、地域資源を活用した地域エネルギーの事業化に向けた、錦江町エネルギーマスタープラン、防災減災等の国土強靱化法に基づく、錦江町地域強靱化計画など、さまざまな計画を策定しており各計画に基づき施策を推進しているところであります。また、今年度は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が3月に国会で新たに制定されたことから、錦江町過疎地域持続的発展計画を現在策定中であり、本定例会の最終日に議案提出する予定であります。ご質問の国土強靱化事業に合わせた安心安全な滞在観光施設の整備、脱炭素事業を実証した総合開発計画の作成につきましては、今後、国などの動向に注意しながら、必要に応じて、既存計画の見直しの際に盛り込むなど適切に対応してまいりたいと考えておりますので、今のところ、新たに策定することは予定してい

	ないところであります。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	はい。今既存の各種計画はあるかと存じますが、それに対してですね、今後その国などの動向を注視しながら随時、修正をしていくというところがございますが、是非ですねこういった強靱化事業また脱炭素事業は早い段階で進んでいくというふうに想定されますので、是非、既存のそういった計画の見直しそれに基づくですね、こういった神川、花瀬というような名称の開発をしっかり応援を行っていただきたいというふうに考えております。 では次 3 点目の質問でございます。地域循環共生圏を構築する脱炭素事業の推進に関してというところでございますが、少しちょっと話をさせていただいたんですけども、本当に国としても、この脱炭素宣言から間もなく 1 年が経とうというところでございますが、この脱炭素事業がこのコロナ後における地域経済回復のグリーンニューディールと新たなこういった経済対策と位置づけられております。少しちょっとこの大きな流れというところでございますが、ちょっと大きな枠組み、約 300 年に 1 度ですね産業革命と言われるように、これまでの化石を主体とした、そういった経済体制からこの脱炭素そういった資源を循環させるというふうな経済体制に移行するという動きと捉えることもできるかと思えます。これはこういったエネルギー業界のみならず日々のそういった暮らしの仕方でありまして、地域の交通も特に電気自動車、水素自動車に対応されるようなですね、そういったところの全ての生活に関するインフラが全て置き変わるというふうな大きな動きでございます。そのような状況によりまして、こういったグリーン革命、脱炭素革命、そういったかじゅつをこの錦江町にいかに関与することができるかが恐らく今後のこの地域の経済の起爆剤にこういったもの取り入れてなれるかがどうか 1 つ大きな試金石になるのかなというふうに考えております。一方でこういった脱炭素資源がどこにあるかという、東京や大阪のような都市圏ではございません。緑豊かな地方にこそ再エネのこういった資源がございますので、これをいかにお金に変えてその投資をですね、都市部から呼び込むかが、非常に重要な観点になってくるかというふうに考えられます。そういったですね、人、物、金、これまで地方から都市部に流通する一方だったものを、いかにこの地方にかんにゅうさせることができるか、この取り組みこそがですねこのグリーンニューディールなのではないかと感じている次第でございます。そのような中でですね、このグリーンニューディールというところで 7 月 14 日に肝付町、南大隅町、錦江町の 3 町でですね、ゼロカー

	ボンシティー宣言を行われたと思いますが、その後、具体的な事業との進捗がございましたら、お聞かせいただければと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	ご質問の共同宣言後の具体的な事業の進捗についてでございますけれども、共同宣言を行うに当たり、まずはそれぞれの町の現在実施している事業の取り組みを推進、発展させていくことを申し合わせたところでありまして、本町におきましては、木質バイオマスの発電の安定的稼働と発電で得られるエネルギーの有効活用に引き続き取り組んでいるところであります。今後は、民間事業者等による再生可能エネルギー導入の促進や、森林の整備、保全活用に取り組んでまいりたいというふうに考えております。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	はい。今の既存の各町の取り組みを進めていくということと、あとやはりこういった事業になりますと町内事業者に加え民間事業者で、そういったですね、ノウハウを持った事業者との提携というのは必要になっているというふうに思われます。今こういった形でですね、ゼロカーボンシティー宣言が全国各地で行われておりますが、ちょっと2点目の質問のところに参りますが、この自治体にとってこの再生可能エネルギー、こういった脱炭素事業は推進されると、どのような利点、メリットがあるのかというところでございますが、自治体にとってみますとこの脱炭素事業というのは、この再エネ設備が導入されていくということが現実的な形になってくるかと思えます。こういった再生可能エネルギー設備なんですけども、基本的に今1番多い太陽光が償却資産、償却上の耐用年数は17年、例えば小水力においては47年という、こういった最低20年前後、場合によってこの40年以上にわたりですね、地域にとって固定資産税が入ってくる設備になってまいります。そういった設備でございますが、こういったですね、今、田代でバイオマスが稼働しておりますけども、その排熱でレンコンが出荷されてですね、やはり水温が上昇することによっての実際の耕作者の方とちょっといろいろ話を伺ったところ、やはり、できというかその育成がよいというところでちょっとデータ取るべきなんですけども、間違いなくそういった効能あるというところで、一次産業と結構、親和性が高いものが多いです。特にバイオマスとか太陽光においては鹿屋で製茶農家さんがソーラーシェアリングというお茶畑の上に4mぐらいの太陽光を実際もう設置されて、お茶の収入とその太陽光の収入お茶畑でもできますよというところで先日視察させていただきました。

たが、そういった形ですね、一次産業と有機的に関連はできますので、小水力においても集落ごと、地区ごとに導入してその地区の例えば水利組合の収入にさせていただくとかですね、いろいろなそういった親和性が高いというところで関連産業もちろんこの再編の関連産業もそうですが、農業における雇用の増加といいますか、所得が増えますので、その分ですねいろいろなチャレンジもできるような形になります。そういった形ですねしっかり農業で収入が増えてある程度しっかりやっていけるとなれば、もちろんその定住人口ですね、特にそういった農業でありますとかUターンを考えていらっしゃる方とかそういった方が増えて当然全体の皆様の所得が向上しますので、町民税プラス先ほどそういった固定資産税等々、当然上がってまいりますので、こういったですね、具体的に実際にとってみますと税が上がるというところが1つ大きなメリットでございます。こういった形が循環しだしますと、これが地域循環共生圏と環境省は呼んでおりますが、そういった好循環が生まれてくればですね、地方再生のこの革新事業農業プラス再エネが1つそういった革新事業になるというところで農水省も来年度から新たに100億規模のこういった農業を目指しましょう、ゼロカーボン農業を目指しましょうという補助も、今検討されているようでございますが、このように大きなメリットになってまいります。

ちょっと直近のですね、数字的なものなんですけれども特に自治体において重要になりますこの自主財源比率ですね、お隣の肝付町が約31.1%、南大隅町が27.2%というところで本町はですねちょっと若干、2町と比べて水準が低いというふうなところでちょっと調べた限りですがございまして、いずれにせよこの3町ともですねこの自主財源比率を上げていくということが1つ、この再エネ導入によって大きなメリットになるかなというところでございます。ちなみにですね、やはり南大隅町とか肝付町は水力発電、風力発電、大規模な数万キロワットのもが入っておりますので、恐らくこの固定資産税の違いがこの本町との自主財源比率の違いになるのかなと、ちょっと当方もですね精査したわけじゃないんですが、率直にちょっとそこはやっぱり気になる場所ですので、やはりこの固定資産税巨大ですね便宜の固定資産税が入り続けるかどうかはこの地方の財源というところで大きな差が出てくるものではないかと考えております。

一方ですね、環境省のほうで来年度の概算要求というところでこの地域脱炭素以降、再エネ推進交付金という事業が新たにできました。初年度の予算規模が200億で、20から40自治体で地区、千人規模の地区を選定してこの100地区を2030年までにゼロカーボンでされるというふうな実例を作りたいそうでございます。そういった形ですねこの2030年まで継続支援をな

	さるというところで、交付金で設備費、この再エネへのですね、設備費で財源、自治体の比率によりまして、2分の1から4分の3が補助になるというところで自治体から見ればですね、この9年間にわたりましてこの脱炭素化する計画をつくって再エネ等々の設備をですね、こういった補助をいただきながら、導入すると、一方蓄電池でありますとか地域交通、公用車等々の電気自動車のEV化、また水素ですね、再エネの余った電気で水素分解、そして水素というところですが、そういった水素設備も補助対象になると、一方この建物の断熱や省エネ等ですね、そういったことに一体的に取り組んでいくとまさにこの町で今後設備の更新等を考えた際にですね、非常に使えるようなこういった事業ではないのかなと思うんですが、やはり、ただ一方でこういったことをしっかり 2030 年まで例えば、ここの地区で脱炭素を目指しますというような具体的な計画を立てないといけないというところなんですがやはり、ただ、単町でするのは難しいと思います。一方、例えば先ほどの3町でゼロカーボンシティの宣言されたように、その各町の、拠点となるような、例えばですが、肝付町におきましては内之浦、本町においては田代で、南大隅町は佐多を結ぶそのラインにおいてこの地域交通も含めてその拠点も含めて再エネを導入し、そういったここはそういった脱炭素地域にしますよというふうな形で今後、協働して応募していくような、そういったもし考えがあれば、あるいはそういった協議を始めるご予定があれば教えていただければと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	先般、肝付町と南大隅町とゼロカーボンシティの共同宣言を行った背景には、将来この大隅半島を再生可能エネルギーの供給基地としていきたい。こういう3町の共通した考えがあったことは、そうでありますけれども、今後その目標に向けて、連携した取り組みを行ってまいりたいとは当然思っておりますけれども、来年度、あるいは近いうちに、その事業申請となるとなかなか3町で具体的に事業を進めていくことは、ちょっと時間を要するのかなあというふうに考えます。そしてまた、それぞれの町でゼロカーボンシティに取り組む方向性というのがまだ、統一されているわけではございませんので、まずは、町民や町内事業者の脱炭素社会への実現に向けた取り組みを町民に理解してもらい、協力してもらいということが大前提ではないかなというふうに考えております。そういう意味から、町民に対する、啓発活動に力を入れた上で、3町の一定の足並みがそろった段階で、共同で実施するふうに考えていきたいというふうに考えております。
○1 番	はい。

久保議員	
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	はい。やはり 3 町となると足並みの統一とか時間かかると、いうところもあるかと思いますが、ただ一方ですね、やはり 3 町の課題としてはこの少子高齢化、特にとにかく地域によってですね極端な高齢化といいますか、地域の維持もままならないというふうな検討も進んでおりますのでもちろん町民の皆様のご理解いただくのは大前提としつつも、一方でやはりこういった取り組みはですね早い者勝ちと申しますか、手を挙げた自治体が先にこういったところを進めていくというところで、やはりですね、一刻も早く進めるっていうのは、非常に重要なと思いますのでそういった町民の方々のご理解をいただくというのに加えて、こういったですねまず自治体同士やそういった特に、ちょっと次の項目で述べますが森林の事業者さんですね、こういった実際にですね取り組みに非常に興味があられる事業者さんもこの 3 町にはいらっしゃると思いますので、先行してできる部分に関しても是非ですね、早めに動いていただき、一方でその地域、町民の皆様にですね、ご理解いただくと、やはりその目に見える形でこういった事業を進めるとどんなメリットがあるのかというのでご理解いただければ、非常にですねそういった事業に対するご関心といいますかご興味を湧いて参ると思いますので是非、早い段階の取り組みをお願いしたいと思います。 すいません、ちょっともう 12 時が過ぎたので最後の項目というところでございます。そのような中でですね、やはりこの脱炭素の切り札っていうのはですね、率直に申し上げれば森林でございます。町内の森林資源に目を向けますと、山間部の各地域の各所で皆伐が続いておりまして、再造林は不可欠でございますが、一方でやはり民有林がやはり町内でも多いです。こういった民有林ですと再造林はですねもちろん役場の皆様のご尽力はされておりますが、やはりその地権者様の裁量によるところがどうしても大きくなってしまいますので、そうなった場合、もちろん補助もございますが自己投資額も少なくともですねやはり、そこその金額に上るところも多くございます。一方で、この再造林するということですねまず地権者の方の森を育てるっていうのみならず、この地域ですね強靱化、水源涵養でいこいの場づくり等々はもちろんのことですが、とにかくの成長過程における CO₂ のですね、二酸化炭素吸収を伴う我が国の脱炭素の切り札でございます。今、日本が年間約 13 億トン排出しておりますが、そのうちのですね少なくとも 3 億トン程度この森林で吸収しなければならないというふうなことになっておりますので、それを吸収するのは森林でございます。この吸収源の切り札となる森林でございますが、このように公共財としての自然資本の価値は極

	めて高いものでございます。したがって地権者様のこの再造林意欲をさらに高め、今も非常にですね、再造林のパーセンテージで上がってきてと思いますが、可能であればやっぱり 100 を目指していただいてですね、本町独自で今の森林の環境譲与税を活用した、令和の森づくり交付金が昨年度から始まっておりますが、実際ですねやはりちょっとそういった参加の地権者の方に、お伺いするとご存じない方がやっぱり多いので、これをですね、周知徹底していただくとともに、今の国のほうでもですね特に J クレジット制度、環境省も来年これをですね、増強するような補助事業、また 100 億程度組んでおりますが、これをですねぜひ活用をいただいて、再造林を行う地権者の方に対し毎年もちろんこの J クレジットで認定されれば、このクレジット相当額のお金が入ってきますので、このお金をですね、地権者の方に還元をするような形になればもちろんこの再造林の意欲が、高まってまいります。ようは投資のようなものなので、毎年この配当がずっと来るとそんな形になりますので、そういうような形ですねこの令和の森づくり交付金に加えて、国のクレジット制度を合わせたこの錦江町脱炭素クレジット制度など仮ですけども、創設することによりましての地権者のですね事業収入が、間違いなく上がります。こうなれば森林をまた切った後また植えようというこの再造林の機運は必ず高まると思いますし、何よりこの地域ですね、山がどうしようもなく、持てあましたという地権者の皆さんの収入が上がってお金になれば、町民の所得が向上して先ほどの町民税の話じゃないんですが、それもありますし、あと地方に帰ってきて農業プラス、この造林プラス、再エネ事業というような形で若い方ですねしっかり家庭を支えるだけの収入源に間違いなくなってくると思いますので、ちょっと是非ですねこの、錦江町も令和の森づくり交付金プラスこのクレジット制度を活用した、そういった事業ができないかお伺いしたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	すいません 12 時も回りましたけれども、久保君が終了するまで、進めてまいりたいと思いますので、ご了承ください。木場町長。
○木場町長	J クレジットの導入の検討ということですが、大規模な森林所有者にとりましてはこの J クレジット制度は大変メリットがある取り組みだと思いますが、購入する相手方とマッチングしなければいけない、クレジットは残ったまま循環されない状況になりますし、町内の森林所有者の所有規模が小規模であることなどを考えますと、全国の事例をもう少し詳しく調査する必要があるかなというふうに考えております。一方、本町におきましては、一昨年、森林環境譲与税を活用して令和の森づくり交付金制度を設立し、CO₂吸収プロジェクトとして 1 反歩以上、再造林を行った場合に交付金を交

	付する取り組みをスタートさせ、再生林の推進を図っているところであります。このため、今後とも、既存の交付金制度のさらなる充実、森林環境譲与税を活用した、新規事業の開拓を図ってまいりたいと思います。Jクレジットの導入については、あわせて、今後さらにもう少し勉強を含めて検討していきたいと考えております。
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	ちょっとお昼も過ぎておりますのでこのコメントで最後にさせていただきたいと思います。今おっしゃったようにですねJクレジット、やはり一定のドットというか数量もちろん必要でございますので、まず先行事業としてはそういった大規模所有者並びに場合によってはその町有林、町が一度そのクレジットのそういった実証をしていただくというのも1つ考えられるかと思っておりますので、ぜひ検討を進めていただきたいというふうに考えております。 一方、町でやっております、森づくり交付金ですが0.1haからの再生林というところでございますので、いわゆる小規模のそういった地権者の方に対しては、ある程度その小規模あるいはその組合といいますかその地区ごとでまとまりを作ればですね1つ、その形でですねプロジェクトという形で実施もできるかと思っておりますので是非、早期に実現できるよう検討を続けていただければと思います。これをもちまして質問を終わらせていただきます。
	(1番 久保議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	それでは、午後は1時から開始いたしますので、よろしくお願いいたします。
	休憩 12:13 開会 13:00
○笹原議長	休憩を閉じて、会議を再開いたします。 次に、8番、川越君の発言を許します。8番、川越君。
○8番 川越議員	はい、8番。
	(8番 川越議員 質問者席へ登壇)
○8番 川越議員	お疲れさまです。午後の1番です。よろしくお願いいたします。通告に従いまして、コロナ禍の学校運営について教育長に質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。 本町も、県の方針に従いまして8月の20日から、9月の12日までは防止の期間、重点措置ということで適用されておりますが、9月1日からは、新学期が始まって、子どもたちが大変元気な姿で登校してくれたとうれしく思

	っているところでございます。本町は、幸いにも昨年 12 月から 2, 3 件心配な事案もありましたけれども、近々においては、ゼロで推移をしているところであります。学校のコロナ対策については、令和 2 年度の創生事業対策の交付金によって、町内各小中学校に空気の清浄機 47 台、手洗い検査機 8 セット、自動散水機 8 セット、今言ったようなものから、それから抗菌カーテンとかというようなものも購入をされております。また同時にオンラインによる、授業実施に伴ってオンラインの用機具なんかも、整備がされたところでございます。子どもたちが学校登校時、例えば検温であるとか、マスクをちゃんとするとか、密にならないとかいうようなことも、彼らなりに一生懸命最大の努力をしてくれているところではありますが、教室や施設の中で、対策は本当に万全であるのかということを、まず、1 番目の 1 点として伺いをいたします。
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
	(畑中教育課長 登壇)
○畑中 教育長	それでは、川越議員のご質問にお答えしたいと思います。感染予防対策ということで、一昨年から、こういう状況にありまして学校も臨時休業をしたりとか、大変な思いをした 1 年間でございました。本年度に入りまして、1 学期も過ぎたところでございますけれども、予防対策の現状についてということでご質問でしたので、ご質問にお答えしたいと思います。本県における感染拡大警戒基準がステージ 4 に引き上げられ、鹿児島県緊急事態宣言が 8 月 13 日に発令されました。それを受けまして、翌週の月曜日の 8 月 16 日に臨時校長会をいたしました。その際に、文科省が出しております、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのがございます。それが、7 月の 28 日に通知されておりますので、それに基づきまして感染対策の一層の徹底ということで、行い、そして 8 月 20 日の出校日の捉え方、そして夏休み準備すべきものを臨時校長会で指導したところでございます。そうこうしているうちに今度は、8 月 18 日に、本県が蔓延防止と重点措置の適応がなされまして、重点地域として鹿児島市、霧島市、始良市が重点措置地域になりました。本地域は指定に入っておりませんが、議員がご指摘のとおり、8 月 20 日から 9 月の 12 日まで延長され、県の緊急事態宣言も 9 月の 12 日まで延長されました。非常に事の重大性を感じまして、8 月の 23 日付けで、新学期に向けての新型コロナウイルス感染症対策の徹底ということで、町内全小・中学校に教育委員会として通知を行いました。その通知の内容がちょうど議員ご指摘の予防対策になるのかなと思

	いますので、少しお話をさせてください。 まず、大きく2つの項目で出しております。1つには、基本的な感染対策の徹底、これにつきましては、昨年から取り組んでます、議員ご指摘のとおり、手洗いうがい等も含めてのことですけれども、再徹底しようということですね、まず1つには、児童、生徒、教職員の健康観察の徹底。発熱とか、体調不良とかいう場合にはもうとにかく体調が悪い場合には、同居の家族も含めて職員は出勤、子どもたちは登校を控えて、発熱外来等をとにかく受けなさいと。2つ目には、換気の徹底、それから3密対策、それから3つ目にはマスク着用とか、手洗い消毒、それから、給食時の対応、どうしても飲食を伴う場合に感染が大きいというのがよく出されております。今回のデルタ株につきましても、やはり家庭内感染というのが、食事を含めてということがありましたので、給食の時間のあり方ということで、対面での給食を控える、それから、給食中は会話をしない、黙食というやつですね。そして、会話するときには、マスクをつけるという形を指導しております。それから本町はスクールバス利用者もおりますので、公共交通機関、スクールバスの中での過ごし方からスクールバスの消毒の徹底ということなんかもあわせて指導し、最終的には県外への不要不急の往来は自粛お願いしますということで、基本的な対策をそこで話をしました。2つ目には、生徒指導や部活動、学校行事への考え方ということで、後もってまた、ご質問がありますので、まず、大きくはですね、生徒指導に関しては、感染者、濃厚接触者、ワクチンの未接種者への差別や偏見をするようなことがないように、子どもたちに、そして先生方と一緒に語っていただきたい、指導していただきたいということをお話をしました。今お話をしたような内容が、8月23日に出しておりますので、2学期スタートまでのあと1週間程度で、そのことを教職員と全員共通理解して、2学期のスタートを迎えてほしいということで、予防対策を指導したところでございます。議員ご指摘の教職員等についてもここで言ってもよろしいですか。後でいいですか。はい、わかりました。以上です。
	(畑中教育長 降壇)
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	夏休み期間中に新学期に向けての感染対応もを十分になされたようでございますので、その辺は安心していただいております。実は、国が小中学校やら幼稚園に対して、抗原簡易キットの最大80万回を配布をするというようなことで新聞等で見たわけでございます。そのあとすぐ日置市が、9月

	1日にそれをもう設置をしたというようなことで、報道を受けております。これもやっぱり、感染の早期発見と感染予防ということで、大事なことだというふうに考えております。原則ですね、子どもたちも登校前に検温はするわけですが、授業中、学校にいる間にですね、急な発熱が出た場合に、そういう簡単なキットを使用していくというふうに私は理解しております。これについては、本町の対応、またはこれからどういうふうに進んでいくのかというのは目通しがありますでしょうか。
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○畑中 教育長	抗原簡易セットについては、新聞報道等で見られたとおりですけれども、本町には、国のほうから3セット、30回分の検査キットが配布予定でございます。利用にあたっては、それぞれの教育委員会で使い方が違うようですが、本町といたしましても、学校が困らないように、利用基準といいますか、規定を設けようという今準備しているというところでございます。指摘がございましたとおり子どもたちが、家庭でそれを受けるために学校に来るのではなくて、先ほどお話をしましたけれども、体調が悪いときにはとにかく、発熱外来をお願いしますということで、どうしても途中で体調が悪くなった、また、学校で体調が悪くなった、やむを得ず使用する場合だと考えております。利用に当たってやはり、国の基準では教師になっているんですけれども、幼児の場合は教職員でも小学校以上の場合、教員がというふうになっているものですから、教員がというか、自分でするから教員ですけれども、小学校低学年はなかなか難しいということで、そうすると、教職員用の研修も必要になるし、それから親の同意をちゃんと事前になければいけない。そこらあたりの規定をちゃんと定めて、学校に参りましたら、配布をしたいと思っております。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	3セットの割り当てということで、安心をしたところでございます。ぜひ適切な使用ができるように検討していただきたいと思います。次に、すいません、教職員や学童の指導者、あるいは12歳以上の生徒の予防接種の状況についてお伺いをしたいと思います。12歳以上の予防接種の場合には、親の同意もいたり、今、ちょっと問題になりました、副作用の問題もありましたのでその辺がどういうふうに進んでいるのか、特に、高校受験を控える3年生にとっては、やはり今やっぱりしとかなないと、なかなか受験時

	にそういった感染の恐れがあれば、大変でございますので、まずもって教職員、あるいは 12 歳以上の生徒の予防接種の状況をお伺いしたいと思います。
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	はい、教育長。
○畑中 教育長	町内の教職員、または児童生徒の予防接種ワクチンの予防接種状況のことですけれども、教職員の接種につきましては、本町の健康保険課の配慮によりまして、町外の教職員で希望している者への積極的な接種も呼びかけていただきました。非常にありがたいことだと考えております。夏休み中にできればということで、8 月末の時点で 2 回接種が終わっている者が 8 割を超えておりますが、町外の職員で予約してもなかなかその市町で受けられないという職員もいるようです。今後、接種につきましてはできるだけお願いをしていきたいと思っておりますが、これは受けないという考え方もあるようですので、それで受けなかったから云々で、人権上の配慮をしながらも、指導はしてまいりたいと、呼びかけていきたいと思っております。それから 12 歳以上の 2 回接種状況につきましては、12 歳というと小学校 6 年生の途中で誕生が来た子どもたち、そして中学校 3 年生までですけれども、8 月末の時点で現在、約 5 割程度が接種をしております。同じように、先ほど教職員と同じように接種しない、またはそう考えている家庭、それから接種が身体上の問題でできないという子どもたちもいますので、一人一人に、あなたは受けたの、あなたは受けてないからできないよとか、そういうことはやはり人権上難しいかと思っておりますので、ただ、今ご指摘がありましたとおり、感染リスクが非常に高いということは話をしながら保護者の同意を持った中で、保護者が連れていくと当初は、全国的に何か集団接種をするようなイメージが非常にありました。集団接種をすると、教職員がどうしても責任を問う立場になってしまいますので、保護者の責任の下でということで本町は最初から集団接種はしませんが、その代わり、できれば夏休み中にお願いしますということを、健康保健課とも話をしながら、それが推進できたかなと考えております。以上です。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。

○ 8 番 川越議員	12 歳以上の子どもたちについても、新聞紙上で 19 歳まで大体錦江町は 55% ということで、承知はしておりましたが、そのあとちょっと数字が進んだのかなということも考えておりました。学校の先生方、あるいは子どもたちも、順調に接種が進んでいるようでございますのでこの予防接種については、感染が拡大したような 1 つのよりどころといいますか、そういった形でとらえていただきたいと思います。 次に今後予定される学校の行事の中で、もちろんこれはもう、時期を見たり、延期があったり、規模を縮小したりというようなことで、行われていくであろうとは思いますが、体育祭なり、運動会、それから小中学校の学習発表会とか、父兄がいっぱい集まる場所についても、人数の制限がされるだろうというふうに思っております。その 1 つです、鹿屋市の中学校で屋内の部活で、21 人のクラスターが発生をいたしました。この点について、重点的にこの室内の部活、あるいはその室内の部活というようなものを、どういうふうにうまくやっていけるのか、子どもたちは特に 1 番成長期にありますので、学習面も体力面も、向上している時期と言えやっぱり中学校です。こういった大事な時期に部活がなかなかできないというようなことも、大変なことですが、こういったクラスターでないような形の中の部活のあり方というのは、今後どういうふうに考えていらっしゃるか、その点に絞ってお願いをいたします。
○ 畑中 教育長	はい。
○ 笹原議長	教育長。
○ 畑中 教育長	ありがとうございます。先ほどの答弁でお話ししており、8 月 23 日の通知の中で、部活動と学校行事のことも説明をしております。その中で少し、書いてる内容としてはですね、学校行事とは、児童生徒の学校生活に潤いや秩序と変化を与え、思い出に残るなど、有意義な教育活動であると。各学校においては、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や、保護者等の理解、協力を前提に実施に向けて検討を行ってくださいとしております。そして、その実施に当たりましては、議員がご指摘しましたとおり開催する時期とか場所とか、時間、それから開催の方法、時間を短縮するとか、また人数制限をするとかいうのも十分、協議してくださいというふうにしております。体育大会、運動会につきましては、もうご存じのとおりだと思いますけれども、感染症だけでなく、今非常に熱中症も非常に心配しているのですが、並行した取り組みがどういうことかという、マスクをどのタイミングで外すかというのともちゃんと具体的に指導してくださいと。マスクをずっとつけっぱなしで倒れたとかそういう事例もございますので、い

	つの時間でどういうタイミングだったら外してもいいよ、特に小学校の低学年なんかは、真面目に聞きますので。決して高学年、中学生を不真面目という意味ではございませんので、そういう形で非常に配慮してくださいということをしております。ですので、本年度の体育大会、運動会につきましても、昨年同様、来賓の方々にたくさん来ていただいて、もちろん議員の皆さん方にも学校の状況等を見ていただきたいんですが、こういう状況ですので、ご案内を差し上げてございません。各学校の実態に応じてまた案内をされてる方もいらっしゃるかもしれませんが、ご配慮いただければと思います。 それから、部活動のことについてということでしたので、部活動ですね。非常に子どもたちの健全育成にはなくてはならない活動と思っております。可能な限りリスクを低減させながら、なるべく個人の活動に重点をおいております。ストップすることはしませんと、小人数で実施する場合は、十分なディスタンス、距離を取りながら、それから、密集する活動や近距離で組み合ったりとか、接触する活動、向かい合って発声する活動については、行わないことということにしております。もちろん距離をとれば別ですけども、密集という形で、県の緊急事態宣言が出されました。9月の12日までは、他市町や町内における練習試合、合宿等は全て行わないこととしてございます。ですので、自校だけの中での活動になるかと思っております。そして、解除宣言はどうか、12日を見ないとわからないところですが、解除宣言後については、また、他市町との活動状況について、部活動について、教育委員会としても連絡を取り合いながら、子どもたちが、十分な活動ができるように、連絡をしていきたいと思っております。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番 川越君。
○8番 川越議員	どうしても家族のほうから感染をしていくというようなことも新聞等でも言われてるわけですが、今のような形で、是非、十分な対応をお願いを申し上げます。 次にですね、不登校児の対応と、それから今後の課題というような形をお願いをしたんですが、本年の3月の現在といいますか、3学期の末現在で、小学生が3人、中学生が5人の不登校があるというのは、これは数字は間違いありませんでしょうか。5人。よろしいでしょうか。はい。数字は前年度よりも、もう随分増加をしているというような傾向にあるというふうに思います。スクールカウンセラーの派遣や、定期的なケースの会議というのも持っていていただいていると思うんですが、具体的にはこの不登校の子どもたちに対する、どのような対応がなされているのか、具体的な例を示してください。

○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○畑中 教育長	不登校対策ということで議員からご指摘いただいたのは、昨年の3学期末ということの数字ということで、はい。私どもとしましては不登校っていうのは、年間通して30日以上長期欠席が病欠以外であるものというふうに捉えております。現時点です、数字が少し、卒業したりとか、進級したという形で変わっていくと思いますが、1学期の時点で、小学校が1名おります。ただし、もうあと1人いるんですがその子どもは、27,28日という微妙なところで、ひょっとしたらもう不登校のカウントに入るかなあと思ったりのしているところです。ですので、先ほど3名とご指摘がありましたけど、その子が途中途中この1学期、よく頑張ってきています。ですが、そういう状況だということです。それから中学校は、6名です。小学校から上がってきた子どもたちもまた、入学してこのままおりますので内訳といたしましては、小学校6年生、中学校は、1年生、2年生が主になるような、そういう状況ですので、不登校についてはいろんな原因、理由がございます。その対処の仕方も人それぞれ違うんですけども、まず学校の対応といたしましては、日ごろから各学校にですね、不登校対策委員会というのがございます。これは教職員と先生方の区分になると思います。それ以外にですね、保護者、スクールカウンセラー、健康保険課、民生委員、クラスサポートセンター等の関係機関と協議します、ケース会議というのを開いております。それぞれの一人一人の個々について、時期もそれぞれの学校が決めながら進めております。その会議の内容は、本人の自立や、保護者への支援のあり方、子どもだけではなくてその親に対してどういうふうな対応をするのかです。先ほど健康保険課とか民生委員とか、クラサポなんかも入っていただいて、子どもだけではなく、周りの方々がどうサポートできたらいいのかっていうので、そこで対策をとっているところでもありますけれども、何カ月間ここ、数年取り組んでおりますが、なかなか、解決というところには至ってないところです。不登校の原因は先ほど、10人いれば10通りの不登校の対応があるというのをお話ししましたが、やはり、大きな原因の中にあたるのが生活の不規則、昼夜逆転とかという状況もございます。スマートフォン、パソコン、ゲームとかいうので、それから、児童、生徒のやっぱり精神的な問題、それから人間関係のトラブルというのなんかも入ってきております。ですので、それぞれが非常に複層して発生しておりますので、1つを解決したからどうのこうのになるっていうわけでもないですので、それを長い目で見ながら取り組んでおります。そして、不登校の子どもたちは、どうしても学校にこれま

	せんので、学習への補償ということもあるかと思いますが、先ほどご指摘がありましたけれども、今回、タブレット等も入れましたのでそのタブレットまたはパソコンを使いながらですね、インターネット、Zoom を使って学習をしている子もいます。そういう子どもたちの個々に対応しながら、学習への取り組みもさせていきたいなというふうに取り組んでますが、なかなか継続的なものは難しいというふうに学校のほうから報告あるところです。そのほかにも、各学校、家庭訪問を繰り返したりとか、それから、担任だけでなく管理職ならびに養護の先生が交代で行ってみたり、それから保護者をサポートするためにスクールカウンセラーとの面談等も含めたりとかいう形で支援のあり方を工夫しながら取り組んでいるところでございます。
○ 8 番 川越議員	はい。
○ 笹原議長	8 番 川越君。
○ 8 番 川越議員	おっしゃるとおり、不登校の原因っていうのはいろんなところに起因するものであろうということは理解します。ただ、親にしてみれば、どうにか学校の門をくぐってほしい、養護室までは行ってほしいという希望はそれはもうあるわけですね。このまま置いとったらどうなるかわからないというような不安というのものもあるし、学力もなかなかついていかなかったり、社会に対応できないのではないかなというふうな両親の不安っていうのもあります。共稼ぎの親の方はですね、その不登校の子を 1 人置いていかれるわけですが、そういった生活の中の基盤がですね、ある程度揺らぐような原因にもなるだろうというふうに考えているところでございます。しかし、それなりにまたいろんな子どもたちの理由がありますので、大人に分からないこと、あるいは理解できないこともあります。温かく対応していただいておりますので、安心はいたしておりますが、不登校の支援の自立教室というようなものが、先生、ご覧になりましたか。日置市のほうで、新聞紙上でですね、ソーシャルワーカーを配置した教室を設置をされたというようなことが載っておりましたが、やはりそういった受け入れの場所というのがですね、1 つ必要ではないかと思うんですね。私たちが先般、遊具の勉強に枕崎に行きましたときも、自然花というあの NPO 法人の方が、やはり、スクールソーシャルワーカーとして依頼を受けて、不登校の子どもたちを自由に遊ばせる、自由に学ばせると、そういった場所をですね、市から依頼されたと。だんだんこういうふうな子どもたちが増加をしてくるようだとなかなか黙って見過ごせないところもありますので、1 つ受け入れる場所が養護室ではなくて、こういった自由に発想ができて、自由に遊べて学べるというような、1 つ教室の開催というの、本町も前向きに考えてみなければ、いけないのかなあというふ

	うなことも考えております。それと、コロナ禍で休校をした場合にですね、オンラインの学習がありますが、家でそういうのを勉強している子どもたちはできるんですが、果たしてほかの子どもたちが休校した場合にですね、オンラインの対応ができるのかなあというようなことも心配しているわけです。それとさっき、教育長先生がおっしゃったように、家庭教育力の例えば向上と言えば非常に問題がありますけれども、受け入れる家庭のあり方というの、また1つ、やっぱりどこかで検討していかなければならないのかなというふうには考えております。家庭教育の支援員というのでも設置ができるような形であろうかと思っておりますので、この辺の活用についてはいかがでしょうか。教室の設置とそれから家庭教育委員の設置というような、今後、対応はできないものでしょうか。
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○畑中 教育長	この子どもたちを受け入れる教室の設置ということで、ご指摘非常にいいアイデアであろうと思います。本町といたしましてもですね、まずその前段階という形で肝付町に教育事務所にですね、そういう教室がございます。そこは月に1回程度、呼びかけております。大隅少年自然の家、あそこを使いながらということで、本町の不登校の子どもたちの保護者並びに本人に対しても、その案内を差し上げてお休みの日をうまく利用しながらということで、そういう形でそこあたりこうなんか興味を置けば、そういうこう、今おっしゃったようなのもできるかなあと、ここ数年間試してみているんですでも、なかなかそこに興味を持ってもらえないという状況があるものですから、今後また、そのことについては、子どもたちの反応並びに保護者の反応を見ながら進めていければいいなと考えております。それから、家庭教育の充実ということで、家庭教育については、本町の家庭教育支援員という形では、学校の学習支援員をおりますけれども、家庭教育員としてはございませんけど家庭教育委員というのがありますので、その方々をお願いしながら各家庭とのまたは研修会とかいうのは可能かなと思っておりますので、今後、検討に向けて進めてまいりたいと思います。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番 川越君。
○8番 川越議員	子どもたちが生きていくのに非常に難しい社会であるとその上コロナの感染等もあるというふうに考えております。学校に行ける子もいれば、発想がちょっと違って、自宅でというような子どもたちもいるのだろうし、もう

	様々なケースがあると思いますけれども、ぜひ、適切な子どもたちの小さなSOSを早く感じ取っていただけるような、そういったお互いに地域づくりが大事だと思っております。どうぞこれからもよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。
	(8番 川越議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	次に、10番、水口君の発言を許します。10番、水口君。
○ 10番 水口議員	はい、10番。
	(10番 水口議員 質問者席へ登壇)
○ 10番 水口議員	昼食が終わりまして、大変眠い時間体になりましたけれども、よろしくお願いします。通告に従って、質問したいと思います。 4月に10名の新しい職員の方が錦江町に入られました。そういった中でですね、いろいろ勉強が足らず、錦江町のこういった採用に対する条例もちょっと勉強が足りなかったんですが、今日は質問をさせていただきたいと思います。去年は退職者も非常に多かったから入庁者が10名ほどあったのかそれとも、毎年毎年、補充しなければならぬから起きたのか分かりませんが非常に10名というのが久しぶりだったもんだから質問させていただきます。職員の採用で条件で新卒者なり社会人経験者があるが年齢とか専門職とかですね、そういった基準があるのかどうか1つ伺いたいと思います。
	はい。
○笹原議長	木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	水口議員の質問にお答えいたします。職員の採用につきましては本年度も新規採用者を含む一般枠と、社会人枠、民間企業等職務経験者の採用試験を実施しております。受験資格は、一般枠が平成7年4月2日から、平成14年4月1日生まれ高等学校卒業以上の者、社会人枠は、昭和56年4月2日から平成10年4月1日までに生まれ高等学校以上卒業し、民間企業等における職務経験5年以上有するものとしております。専門職の採用は本年度は予定しておりませんが、令和元年度に管理栄養士の試験を実施しました。その際の受験資格は、昭和59年4月2日以降に生まれ、管理栄養士免許を取得している者、または令和2年3月までに取得見込みのものとしたところがあります。なお、社会人枠の採用試験は、平成30年度から実施しておりますが、これは、総務省が発出した地方公共団体における中途採用の取り組みの推進についての通知に基づき、中途採用の積極的な推進を図ることを目的とし、受験資格の上限年齢を引き上げ、おおむね平成5年から平成16年頃に学校卒業期、高卒の場合は、昭和50年から昭和60年ごろ生まれた人、大

	卒の場合は昭和 45 年から、昭和 55 年ごろに生まれた人を迎え、雇用環境に厳しい時期に就職活動を行った俗に言う就職氷河期世代の地方公共団体への就職の機会を拡大する観点から、取り組んできたものであり現在、全国の自治体でこのような取り組みが行われております。以上です。
	(木場町長 降壇)
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○ 1 0 番 水口議員	免許、並びに年齢、資格あると思うんですが、今回の場合ですね、年齢が 40 歳になりますかね、最高ですね、そうしたときに今度は給与体制、いろんな民間からの引き抜き、引き抜きじゃないですけどもこれは本人の希望でしようけれども、以前、ちょっと耳にしたことがございますが、役場に抜かたというような話もございます。それは抜かれたんじゃないけど本人が希望したから、技術員として農協から役場に入られた意味合いじゃないかと。いうふうに理解はしておるわけですが、そういった意味で、今度は報酬等についても、厚生年金に皆さんが職員がなられましたから、今、共済年金じゃなくてですね、そういった感じの件やら、いろいろとあると思うんですが、そういった変更、そういうのはないのか。例えば、保健師が保健師の免許を持ったって、民間の会社にいたんだけど、町のほうに行った方もいらっしゃるようでございますが、それは本人さんが希望されたもんですから、別にありません。それから、今、国、それから地方公務員法というのがございまして、社会人経験者という中では、早期退職された方々が総務課等に入っている方もいらっしゃいます。それは防災関係かな、それから、保健福祉のほうにも、身体障がい者の方がもう自動的に入っている県、町外の方でございすけれども。そういった意味でですね、私は、条件がいろいろあってそれも当然だろうとは思っております。そういった方にですね、本町の住所というのはどうかちょっと聞かしてください。住所をこっちにあられるのかどうか。町長にお願いします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	全員が本町に住所があるということではございませんが、詳細については総務課長から答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内	今年度ですね、新規採用者につきましては全て町内に住所を置いており

総務課長	ます。受験資格の中にもですね、採用後は、錦江町に居住できるものという ことを要件にうたっております。皆さん、町内居住ということです。
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○ 1 0 番 水口議員	人口増を図る中では、役場職員を町外から入れたほうが増えるんじゃない かと思います。そういった意味でですね、これなんですけれども、何名ぐら いが今度この 10 名の今年、錦江町に職員が 10 名入った中で受験者数と申し ますとどんくらい、そして、町内業者の方が何名くらい、このちょっと、状 況をちょっと教えてください。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	総務課長に答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	はい、ただいまのご質問ですけれども、令和 2 年度に行う採用試験ではで すね、58 名の応募がございました。その内、町内居住であったり、町内出身 者であった方がですね、24 名ということです。
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	1 0 番、はい、水口君。
○ 1 0 番 水口議員	基準とか、そういうのにはもう、条例の中で筆記試験、それから口述試験、 それから適正試験、その他町長が必要と認めるようなことであるわけですが、 基準というのは、まず、試験はもちろん公務員法にのっとって県のほうから 来られるんですかね。ここの、本町で筆記試験を行ったり、言ったらここに ありますけれども、身体検査、適性検査というのが、確実にされておるのか、 ちょっとそこらも教えてください。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	ただいまの試験の内容についてということですが、試験問題につ きましてはですね、東京の公益財団法人の日本人事試験研究センターという ところをお願いしまして、ここは各市町村もう結構、そこから問題集を取り寄 せて試験を行っております。問題集が申し込み終わったら役場のほうに来ま して、試験当日、私も含め、試験監督者が総務課と 2 名入りまして、役場の

	3階の委員会室で行います。 試験内容としましては、一次試験が、教養試験、これにつきましてはですね、以前は公務員対策が必要に必要であり特化したものであったんですけど、でも、なかなか民間さんから門戸を広げるという意味合いもございまして、法律の知識などと従来の公務員試験ではなくてですね、高校卒業程度の一般教養を問うものに変更しております。なので、公務員志望の方でなくても民間の方でも受験しやすい教養試験の内容になっておりまして、以前は2時間の教養試験でございましたが、この問題集に変えたことで、75分間の試験内容になっております。合わせてですね、一般性格診断検査、適正検査を行っております。あともう1つ、60分で作文課題を与えまして作文試験をしております。 その1次試験に町の基準にのっとって合格した方につきましては、2次試験ということで、あらかじめテーマを設定しました集団討論ですね、3名ないし5名のグループを作りまして、そこで集団討論を行った後に、個別面接を行っております。以上です。
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○ 1 0 番 水口議員	一次試験が1番大事なというようなふうに聞こえますが、学力なり私は、それも大事でしょうけれども、やはり町民の方々がおっしゃるのは、夜も晩も昼もやっぱり錦江町に住んで、町民の事もよく理解した人のほうがいいんじゃないかというような声も聞きましたから。そこらは、今から職員になった以上は、錦江町に住んでもらわないといけない問題です。そこらをあつたもんですから今日はちょっと聞かせていただきました。いろんなそういう若い方というのは、大学を出たり高校でたり、いろいろ、今の現代の状況にはものすごくマッチした考えを持っていらっしゃる。町長にお尋ねしますが、この前県知事のほうで、そういった若い職員から、政策立案をちょっとこう聞こうかなといって寄せていらっしゃるということも聞きました。本町におけるそういった若い職員、そして本町出身じゃない職員の方々から何かそういう政策に対して、政策立案に対する話し合いはされましたでしょうか。お聞きいたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	若手職員を対象にまちづくり、職場づくりの提案をしてもらったり、それに基づいて、今年から新たに予算を計上したりしたこともあります。詳細については副町長のほうから答弁させます。

○有村 副町長	はい。
○笹原議長	副町長。
○有村 副町長	昨年は、入庁後３年経った、３年以内の職員を対象にしてですね、テーマを与える形で１階に情報発信コーナー、それと町民さんが休む場所がなかったものですから、その内容等について検討していただく場を設けました。本年度は、先ほどご質問にありましたように１０人というですね、非常に多くの職員の方に入っていたいたものですから、本年度は今年入った１０名と昨年入った４名ですね。１４名で、同じようなグループワーク、ワークショップをしていただいて、政策提言をしていただく場を今から始めることにいたしております。以上です。
○ １０番 水口議員	はい。
○笹原議長	１０番、水口君。
○ １０番 水口議員	毎年毎年ですよ、やっぱり職員の補充は必要だというふうに感じておりますが、そういった意味で今後、やっぱり町はですね、職員の一致団結じゃないとうまくいかないんじゃないかというふうに思っておりますんで、こういう質問をしてみました。それから今いろんな話が出しましたけれども、女性の方の産休についてちょっとそういうのを教えてください。今、職員の方が、お産で休暇があるわけですが、これは、産休はこれはもう、この前町長の方からですね一般質問の場合には通告をしてちゃんとしてくれと言いましたが、関連がありますから私は聞きます。産休についてちょっと話を聞きますが、今、産休というのはもう、期間が１年間、２年間それちょっとどれぐらい取れて、その補償の問題、それから給与体制についてちょっと詳しく教えてください。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	はい、総務課長。
○坪内 総務課長	まず産前産後休暇なんですけれども、錦江町の場合は産前が８週間取れます。産後は８週間で産前産後両方合わせて、８週間取れます。産前休暇、子どもが生まれる前８週間、生まれた後８週間取れます。その後、８週が過ぎましたあとは、育児休業ということになります。育児休業は最大で３年間取得できます。１年更新１回まで延長の申し出が可能です。今現在、育児休業で延長されてる方が１名、給与につきましては、休業中は、給料は出ませんけれども、育児休業給付金という形で市町村共済組合の共済のほうからですね、７割、６割から７割程度の給付支給があるということでございます。以上で

	す。
○水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○水口議員	私どもも議員のほうからこういうのを聞くのも、なんでしたけれども、ちょっと勉強不足ですいません。少々書いてございますが、この後になりますけれども定数の問題、給料の問題もですね、いろいろ分かんところがあったもんですから、お聞きしたいというふうに思っております。そのあと人事評価なんかで、給料も変わってございますので、次に入らせていただきますが、応募ですね、この前の新聞にちょうどこの通告をした後からでしたけれども出ておりましたんで、ホームページ、広報誌、それから行政防災無線の中で公募があるわけですが、採用のパンフレットを職員で作ったと。そして阿久根市でした。そういった中で、働くイメージを湧くように、職員が手づくりをしたというような、新聞が出ておりました。そういった中で本町はただ今、ホームページとそういった広報誌、それから防災無線、その職員募集だけでしょうか、それともこういうことをやっていらっしゃるのか、ちょっとお聞きいたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	職員採用試験の周知方法につきましては、水口議員のおっしゃるとおり、町の広報紙やホームページ、防災行政無線を通じて周知しているところであります。大隅地域の高校、県内及び宮崎県の大学、短期大学の進路指導担当者あてに、試験案内を送付することや、各学校を採用担当職員各学校を、採用担当職員が訪問し、採用内容を説明するなどの取り組みを行ってきております。あわせて、総務省のホームページに本町を含む全国の自治体の採用情報を掲載させていただいております。なお、パンフレットではございませんが、令和元年度には職員が手づくりのポスターを先ほど申しました、各学校に送付または訪問時に配布した経緯がございます。しかしながら、昨年度は応募者が58名もあったことを考慮しますと、現状においては、現行の周知方法で十分ではないかと考えており、職員の手づくりパンフレットの作成につきましては、現在のところ考えていないところであります。以上です。
○ 10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○ 10番 水口議員	本町においても、58名というような公募があつて、応募があつて非常に好評だったということを聞きました。今、先ほども出ましたけれども、地域おこし協力隊も非常に7、8名来ている、そういった意味から言いますと、町

	も若い人にとっては魅力あるところじゃないかというふうには思っております。そういった中でですね、こういったパンフレットの手づくりで、勤務を職員が終えたときに習い事の送迎などもする職員らを育て上げて女性職員を取り上げて、働きもしているんだというようなこともございますんで、また、そこらもいいところはやっぱり掴んでいただいて、そういった公募をしていただきたい。そして、お願いでございますけれども、町内の関係があるような職員を採用をということで。実力はあると思うんですが、やっぱり人柄、地域性、そういうのにおいては何年かしたらですね、訓練していったらなると思うんですよそのときは、1つ、そういった、錦江町出身者を広げるわけにはいかないと思いますけれども、そういったのは少々は考えて錦江町の出身の方を採用していただきたいというふうに思っております。それから錦江町のイメージといたしましては、海、山あるわけですからそういった意味で観光PRも先ほどおっしゃいました、いろんな方法で人口増加を図る意味の職員採用していただきたいというふうに思っております。それから、3番目の人事評価の結果を勤勉手当や昇給に十分反映されておられますか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	人事評価制度は職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力と挙げ業績を把握した上で行う勤務成績の評価であり、本町では平成 25 年度から5級以上の主幹クラスの職員を対象に、また 26 年からは一般行政職員の全職員、さらに、28 年度からは技能労務職員を含む全職員を対象に実施、導入しているところであります。人事評価結果は、給与等に反映しているかというご質問ですが、上期下期の業績評価結果は、6 月、12 月に支給されます勤勉手当、俗にボーナスの支給率の基礎資料となり各期とも数名の職員の調整を行ってきております。また、毎年 10 月に実施する能力評価は、昇給昇格の基礎資料となり業績評価と同様に調整しており、適正に反映されているというふうに考えております。以上です。
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○ 1 0 番 水口議員	今の回答はもうすばらしいと思いますが、私はですねこの人事評価という組織づくり、例えば各担当課ごとにされているのか、それとも委員を選定されて、職員の人事評価をされているのかをお聞きします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	詳細については総務課長に答弁させます。

○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	それでは、人事評価制度の流れといいますか、そういったことを説明させていただきます。まず、一般職の場合はですね、さっき町長からもありましたが、まず上期であれば、4月に職員が個人で目標設定を立てて4月から9月までの間にどのようなことを目的として業務を達成していくという目標を立てます。9月で上期が終了しますので、その段階で担当の管理職のほうで面談を行います。その目標に対して実績がどうであったかということで5段階評価をつけます。そのあと、総務課のほうに人事評価の記録書が来まして、副町長、最終的には、町長が実施権者となっておりますので、町長が最終的な判断をするという流れになっているところであります。以上です。
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○ 1 0 番 水口議員	人事評価というのは、適切にされているということで、この人事評価というのはですよ、同年代がいた場合にやはりそれはもう、そういった判断は不服とかそういうのは出てない訳ですか。そういうのを聞いたことはありますか、職員からの不服を。
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務 課長	はい。ただいまのご質問にお答えいたします。まず不服があった場合は、一時的なものにしましては総務課で受け付けることとなっております。それでも納得されないという方につきましては、副町長が調整委員会の長になっておりますので、そこで決定するということになっておりますけれども、現在までそういったことについての申し立てとか不服のご意見はなかったと思います。
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○ 1 0 番 水口議員	適切にやってほしいと思います。それから、今度はですね適合ですけども、合併 18 年ですかね。そうしたわけですが、錦江町の職員の推移、今ですね、平成 27 年、定数が町長の事務局の職員が 137 名となっている訳です。これに教育委員会には教育委員会に、30 名ほどというような感じで、一応これには、条例には載っておりますが、これらの状況をちょっと今、合併 18 年に

	なりますけれども、私なんかもう財政再建のために、職員数を多分5名辞めたら2人だけ入れるだったかな、そういうような方法で補充していくんだというようなのがちょっとあったようですが、そこをちょっと教えてください。合併が適正ですか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	職員の定数につきましては、平成25年8月に策定しました、第2次錦江町定員適正化計画に基づき退職者の補充と計画的な採用を行ってきた結果、平成26年度から元年の間で、ほぼ計画に沿った職員数となっております。具体的に申しますと、平成26年度の職員数の設定目標が134人に対して同数の134人、平成27年度以降は設定目標と比較し同数、または1名減員で推移してきており、令和3年度の職員数につきましても、設定目標115人に対して114人となっております。今後も行政サービス水準の維持向上を図りつつ、組織機構や事務の効率化などにより、職員定員の適正化に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。
○ 10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○ 10 番 水口議員	この質問は多分、合併平成17年は1万500人ぐらい人口がおりました。令和3年にはもう7,000人ということで、3,500から人口も減った、そういった意味で町の規模も財政再建のために、職員を減らしていこうというような計画がございましたので、今日、質問した次第です。それから、今度は今職員の採用について色々聞いたところ私も勉強不足だったのか、そういうのがちゃんと出ておりますので、ありがとうございます。 それから次に入ります。今、国のほうでですね、デジタル庁というような庁ができました。それには、マイナンバー制度がちょっと入っておりまして、錦江町のほうでもマイナンバーカードの普及をこれは毎週水曜日かな、職員が配置してやっていると。そこでですね、交付体制状況をお聞かせ願います。錦江町は、本当に高齢化が進んでおりまして、年をとった方がいろんな、もう字が見えないやどうこう手続に手間がかかるというような意見を聞いておりますので、そこらをお尋ねしたいと思います。普及に対しまして、取得に対しましての推進対策はどうか、お聞きいたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	マイナンバーカードは、国民一人一人に付与された、12桁の個人番号が記載されたカードのことでありまして、平成28年1月から制度がスタートい

	たしました。令和3年8月15日現時点で、本町におけるマイナンバーカードの交付枚数は1,800枚で、人口に対する交付割合は25.1%でございます。マイナンバーカードの申請や交付につきましては、役場の本庁、支所の窓口において随時行っているほか、9月末までは、本庁の窓口で毎週水曜日、夜7時まで時間を延長して対応しております。なお、10月からは平日の受付交付のほか、電話予約をされた方に限り毎週火曜日と木曜日の夜7時まで対応する予定であります。以上です。
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○ 1 0 番 水口議員	はい。25.1%、今このマイナンバーカードがですね、保険証とかそれから、ただいま非常に問題になっております、コロナのワクチン接種に対しても、マイナンバーカードがあれば非常に素早くできるんだというような意味合いでもございます。そういった中でですね、本町において我々が病院に行ったらですね、保険証にも使えると私は、思っていたのですが、提示に対してはもう保険証を出してくださいと。そしたら今度は、もしですよ、警察が提示してくれと言ったらマイナンバーカードを私は作っていますから、出したらそれでいいのかなってというような、ちょっとした違いもあるんじゃないかというふうに思っておりますが、錦江町が、マイナンバーカードを今、推進している最大の強みというのは何か教えてください。
○川路住民 税務課長	はい。
○笹原議長	住民税務課長。
○川路住民 税務課長	水口議員の質問にお答えいたします。現在、マイナンバーカードの推進に当たっては、高齢者についていろいろな会合の場に出向いて行って、申請してもらおうようお願いしているところなのですが、何より昨今、コロナの影響で、会合の場に行けてない状況であります。ただし、今年の4月から2月から、3月の初めにかけてまして、町民税の申告のときに、職員を1人同行させまして、申告時に申請していただくようお願いしたところでございます。それによって、町内で申告時に大体50名程度申請をしてもらったところでございます。以上です。
○ 1 0 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○ 1 0 番 水口議員	まあ、役所に行かなくてもマイナンバーカードがあればいいという取り方もされているようでございますが、錦江町でですね、そういったマイナンバー

	カード、今まで提示してくださいとか、使ったことがもう私も、提示をまだ求められたことはありませんので、そこらのはっきりと見えないんですよ。このマイナンバーカードを、今、一生懸命されていると聞きますけれども、今、国はもうデジタル化といってデジタル化しないといけないと、仕事を、早くしなければとスピード感を持つんだと。そのカードさえ1枚あれば、その人の情報が分かるわけですよ。そういったのを錦江町でも、もしするんだったらですね、今これがどういうカードを見せてくださいと。分かりました。ほんなら、ここに丸があれば謄本も取れるとか、ぱっとナンバーでぱっとするようなシステムをやっぱりこうした考え方でまず納税に対してなんかも、それはちょっと納税はちょっと大変であるけども、やっぱりそういう何か利点がないとというふうに私は、やっぱ100%に近いカードの推進を進めているというのは、ちょっと厳しいんじゃないかというふうに思いますが、その点、課長、何か良い方法、考えていらっしゃると思いますかちょっと教えてください。
○川路住民 税務課長	はい。
○笹原議長	住民税務課長。
○川路住民 税務課長	ただいまの質問にお答えいたします。現在のところ、マイナンバーカードの提示については、必要性があまり見えてこないわけですけど、本年の3月から保険証の一部の医療機関について試験施行を行っております。保健証については、10月からマイナンバーカードに乗せることができると、マイナンバーカードを提示することができるっていうことになってますけど、あくまでも保険証については、任意でございますので、今現在持ってる保健証のほうでも受診できます。ただし、マイナンバーカードでも病院のほうに提示をすれば、受診できるというような形になっております。それと、警察関係、免許証関係についてですが、2024年以降にそれについても、国のほうでは考えがあるというようなことを聞いております。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	国の施策であって、私は本町における利用、高齢化も多いし、やっぱ今コロナワクチン接種でですね、やっぱこのカードで即接種はできたというようなところもあったと聞きましたんで、だけど、ちょっと錦江町には向かないんじゃないですか、このマイナンバーカードというのは。高齢者の方がですね、12桁、例えば、番号をちっとも私なんかも覚えてません。それはただつくっただけで、銀行のキャッシュカードも忘れるときがある。そういうよ

	うな状況ですね、一応、今日はですね、9月1日にデジタル庁ができて、マイナンバーカードがやっぱり関係があるんじゃないかと思いましたので、やっぱり質問させていただきましたが、出向いていって推進すると、そこには、やっぱりこういう方法でこういう結果がいいですよとか、やっぱりそういうのがないとですね、皆さんちょっと遅れます。そういった意味で、今日は一般質問をさせていただきましたけれども、9月の1日が始まりでしたので、錦江町においては、これは進めていますよというような案を出して、頑張ってください。終わります。
	(10番 水口議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここでしばらく休憩します。2時20分から再開いたします。よろしくお願いします。
	休憩 14:05 再開 14:20
○笹原議長	休憩を閉じて、会議を再開いたします。次に、12番、落司君の発言を許します。12番、落司君。
○ 12番 落司議員	はい、12番。
	(12番 落司議員 質問者席へ登壇)
○ 12番 落司議員	それでは通告に従いまして、質問いたします。 今回ですね、通告の中で1番目の質問なんですけれども、その記述の中で早い方だと翌月の4月より償還が始まり、というふうに通告しておりましたが、教育課の方より早い方で4月に償還された方がいらっしゃったということの説明をお伺いした際に、私が勘違いして通告いたしておりました、基本的には卒業した日から6月、経過した翌月から始まるということになっておりましたのでまず、ここでご了承いただければと思います。 では続けて、質問のほうをいたします。能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して、学資を貸し付け、有能な人材を育成するため奨学金制度があります。文科省の学校基本調査によると、中学校卒業者の高等学校等への進学率は、令和元年度には、98.8%に上っております。また、高等学校卒業者が大学や短大、専門学校等など高等教育機関へ進学する割合は、令和2年3月では83.5%と前年より上昇しており、過去最高となっております。その一方で、特に大学進学に関しては学費に関して、制約が大きいと感じている人の割合は多く、また大学進学断念の理由として、学費や入学後の費用が挙げられているようです。そういった状況において、奨学金制度は大事なサポートの1つになると考えます。本町で生まれ育った子どもたちが成長していく過程でさまざまな選択肢がある中、目標を持ち、進学

	し、学びたいという気持ちを大事にしたいというのは誰もが思うことではないかなあとと思います。であれば、奨学金制度は子どもに寄り添った制度であるべきと考えます。現在、本町の奨学金制度における償還については、卒業した年度の翌年度からとなっており、半年後の 10 月に償還が始まります。大卒初任給の全体平均が 21 万円程度。手取りで考えると、およそ 17 万円。償還が月賦の場合だと、月に 1 万 6,000 円。半年払いだと 10 万円程度支払うことになります。試用期間から本採用となったばかりで、社会人としての自分のライフスタイルを築いていく中であったり、また、現在私たちはコロナウイルス感染拡大で経験しておりますが、通常、生活環境が一変するということも起こりうるということを考えたときに、半年後に償還が始まることは、経済的負担に加え精神的負担も大きいと考えます。そこで、償還の開始を翌年度から 1 年後経過後に延ばす考えはないでしょうか、お尋ねいたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	落司議員の質問にお答えいたします。錦江町奨学金貸付基金による貸付は無利子であり、非常に有利な貸付金となっております。この制度により、保護者や学生本人の経済的負担軽減になっており、毎年多くの利用した奨学生が社会へ巣立って行っているところでございます。 さて、学業が終わり、就職してからは償還が始まります。現在、錦江町奨学資金貸付制度におきましては、29 名の方が利用後の償還をされております。ご質問の償還開始時期でございますが、制度上は卒業した年度の翌年度の 10 月から、つまり 3 月に卒業されれば 10 月からの償還が始まるということになります。4 月は就職して何かと支出が嵩むでしょうから、10 月からの償還制度になっているのではないかと考えられます。なお、償還を 1 年後に延ばす考えはないかということについてでございますが、日本学生支援機構などの償還も卒業後半年してから始まるとしており、おおよそ半年が償還開始の目安になっているのではないかと思います。これらのことを踏まえ、制度上の整合性をとることから、償還開始時期を変更する予定はございません。仮に、現在の半年後からの償還が困難な場合は、償還の猶予申請という制度がございますので、そちらのほうのご利用をしていただければよいのではないかと考えております。以上です。
	(木場町長 降壇)
○ 1 2 番 落司議員	はい。

○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	ただいまの答弁で、猶予申請をしていただければということだったんですけれども、近隣町村を見た場合にですね、大体の自治体が1年という形の制度に改正するなり、もう今そういった形で進められているところが多い中で、やはりその半年って、たかが半年、されど半年だと思うんですよね。先ほども申し上げましたようにそういった設計、いろんな環境がですね、もう変わりやすい状況にあってその都度申請すればいいのかもしれませんが、もう最初の段階でその半年分を延ばしていただくっていうことも必要なのではないかなと思うんですがそこはいかがでしょう。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	先ほど申しましたとおり、町の奨学金だけを借りている人であればそうかもしれませんが、日本学生支援機構と一緒に借りている人たちが非常に多いだろうということを想定した上での償還設定ではなかったのかなというふうに思います。ですので、どうしても1年というのであれば、返済が始まるときに1年後から延伸をしていただければ、手続上はそんなに難しいことではないと思いますので、あえて変える必要があるのかなあというふうに考えます。実質的には教育委員会のほうが実務的なことを行っておりますので、教育課の意見等をちょっとお聞きしたいと思います。
○今熊 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○今熊 教育課長	はい。制度を改正ということもあるかと思いますが、今現在ですね、ほとんどの方が6カ月、10月からの償還で対応していただいております。そして、猶予をお願いをされてる方が2名程度いらっしゃいます。正当な理由がもちろんございます。言われたようにコロナ禍で、収入減になったのという方もいらっしゃいます。その辺はしっかりと対応しております。1年間の猶予というような形でですね、償還が遅く始まると返し終わるのも遅くなりますので、やはり今のところいいのではないかと教育委員会では考えております。相当なですね声が上がればそうなんでしょうけれども、現状のところ、するならば猶予申請でお願いできないかなと考えております以上です。
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	今のところの考え方としては、猶予申請で対応していきますということで、変える必要はないっていうことも、もう言われますけれども、その半年、基

	金的に結構かつかつで大変な状況っていうですね、財源的にっていうのであれば、もちろんそのですね、貸付が難しく、やっぱり滞ってしまったとかっていうのには、他の生徒さんっていうか、子どもさん方に影響がありますので、なかなかとは思いますが、また、少し猶予というか余裕があるような状況ですので、その部分っていうのも考慮していただければというふうに思いますが、先ほどの答弁でそういった声が上がれば、対応はしていただけるということと、猶予期間を設けていただけるということと、あとはそういう声が大きくなれば、その半年後が1年に伸びる可能性もなきにしもあらずっていうことなので、そこは、状況を見て対応をしていただければというふうには思いますので、その部分はよろしく願いいたします。 では、次の質問に入ります。今後も人口減少傾向が続いていく中で、人口減少率を抑えるには、町外への転出を少しでも減らし、転入者を増やしていくことも大切であると考えます。第2次総合振興計画の中で、2017年、2018年の2年間で151人の転出超過となっており、中でも鹿屋市への転出超過が最も大きくなっていることから、鹿屋市への転出超過を抑えることが本町の社会減を抑えることにつながるとの記載もありました。就職や、進学をきっかけに若い世代が町外へ転出しているものの、コロナ禍で地方への関心が高まってきている中で、子どもたちの定住を促すきっかけになる取り組みが必要だと思います。そういった取り組みとして、本町の奨学金制度を利用している奨学生で、卒業後に例えば必要期間、町内に住所を有し居住する、町外問わず就労するなどといった一定の条件を満たす場合に限り、償還を免除することで、専門知識や技術を身につけた奨学生の定住を図る考えはないかお尋ねいたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	一定条件のもと、卒業後に町内に居住または就労した場合の償還免除についてでございますけれども、この制度につきましては、旧田代町でそのような制度があったようでございます。最近の奨学生の卒業後の勤務先等を見ますと、錦江町内居住者は非常に少ない状態です。専門学校や大学等へ行き、就職先があれば町外のみならず、県外へ就職する人が多いようでございます。ただ、人口減少が進む中、町内居住、町内就職を促す施策として取り組んでみる価値はあると考えます。現在、未来プロジェクト事業により、将来自分の夢を錦江町で叶えるために、そして錦江町で働いていけるよう、子どもたちに仕事を残すという取り組みを行っております。このプロジェクトの進捗に合わせて担当課のほうで検討をさせていきたいというふう考えております。

○ 1 2 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○ 1 2 番 落司議員	担当課のほうで今後検討していかれるということなんですけれども、若い世代の定住を図るために、県内においても、県をはじめ薩摩川内市や垂水市、さつま町、中種子町などで自治体独自の返還支援制度の取り組みが見られます。東串良町におきましては、平成 29 年 12 月議会において、返還の免除等について条例改正いたしております。また、南大隅町では、ネッピー・みさきちゃん奨学金として、やはり町内に住むことによって、こちらのほうも総合信用金庫、金融機関にですがそういったものを通しての奨学金になりますけれども、そういった形での返済制度というのもあります。また、霧島市においても、「霧島ふるさと愛」若者応援事業として、奨学金資金の返還支援をしています。こちらの、「霧島ふるさと愛」若者応援支援事業におきましては、まず、返還を始める 1 年後に、返還が始まる際に奨学生が居住する意思があるのか、就職する意思があるのかいろんな選択をするその方がどういった形で、霧島市に関わるかっていうのを選択する時間があり、そこを判断して申請することで、支援制度を活用できるという形になっております。先ほど申し上げた猶予期間じゃないですけど、返済を 1 年に延ばすことで、そういった考える時間も与える、時間ができるということも考えられるのではないのでしょうかというところであります。例えば、その 1 年後は、そういった選択をしなくても、2 年後、3 年後に、やはり地元で何かしら社会経験をした上で自分が得たものを地域で活かしたいと思われる方もいらっしゃると思いますので、もうそういった方が帰ってくるきっかけ、または帰ってきた際にはやっぱり定住していただくので、そういった形で償還を免除するというのをやはり、取り組んでいくことで少しでも若い方々に、こちらに来ていただく。当然、町外の移住者に来ていただくこともありがたいんですけれども、やはり生まれ育った方のほうがここがどういった地域なのか分かってますし、そもそも生まれ育っているもので、やっぱり、そこに思いというか、そういったものもありますでしょうから、やはりこういったところには、外の方に対しての発信も大事だと思いますけれども、生まれ育った子どもたちが帰ってくる仕組みをしっかりと作ることが大事だと思いますので、そういった担当課で今後協議していく中でその部分っていうのはしっかり伝えて検討し、実現するように進めていただきたいんですけれどもその辺について町長はどう思われますか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。

○木場町長	先ほどもちょっと答弁しましたがけれども町内居住、町内就職を促す施策としては、取り組みとしては価値のあるものだというふうに感じております。ただ導入については、県内でも先行しているところ等も結構あるようですので、全く同じようにするかどうか、以前、田代町で実施していたってということなどもありますので、そこら辺のいろんな過去の実績等を踏まえながら、本町でもし実施するとしたらどういう制度にしたほうがいいのか、そこら辺を具体的に検討していきたいというふうに考えております。
○ 1 2 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○ 1 2 番 落司議員	実施するとしたらということで取り組みを進めていただけるものと思いつつも、いろんな自治体がそういった取り組みもされているので、多分、恐らく数年前はこういった取り組みっていうのは珍しかったと思うんですが、やはり、地元で育った子どもたちに帰ってきてほしいっていうところで、いろんな自治体取り組み始めているのも事実ですので、やはりそこは早急に取り組んでいくべきだと思いますのでそこら辺のことも踏まえて、検討のほうをよろしくお願いいたします。 では、最後の質問に入らせていただきます。住民の方々が安心して暮らすために、医療機関、社会福祉施設はなくてはならない存在であります。医師をはじめ、医療、福祉従事者の人材不足が深刻化している状況にあります。平成 27 年の 9 月の一般質問において、医師会立病院における医師確保が難しいことから、医師奨学金制度の創設を提案しました。6 年が経過しようとしていますが、なかなか厳しい状況にあります。求人を出しても応募はない、職員の高齢化の話も耳にします。人材不足により、医療機関や社会福祉施設がなくなることというのは、町を維持していくためにも致命的なことになるのかと思いますので、行政としても取り組みをしていくことが必要であることから、町に必要な人材を育てることも重要であると考えます。そこで、本町の医療福祉を担おうとする子どもの支援に特化した医療福祉職等奨学金制度、仮称、免許取得後、一定期間、町内の医療機関及び社会福祉施設に勤務することにより、償還を免除する奨学金制度を創設する考えはないかお尋ねします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	町内で業務に従事する医療従事者のうち、特に看護職員については肝属郡医師会病院では慢性的な人手不足状態にあると聞いておりますが、その他の医療機関においては特に大きな支障は生じていません。しかしながら、今後、

	医師や看護職員等の医療従事者が年々高齢になっていき、将来的には医院の閉鎖や人材不足が懸念されるため、医師や看護職員の育成確保は、今後課題になってくるものと思います。また、介護福祉施設における人材確保も困難を極めている状況は承知しております。特に、コロナ禍の現在、外国人研修生の来日がままならず、施設運営に支障をきたしている事例も聞いているところでもあります。 このうち、医師を目指す方への支援制度につきましては、平成 27 年 9 月の一般質問の際にも答弁させていただきましたが、医学部を希望する場合は、公益社団法人、地域医療振興協会や鹿児島県の修学資金貸付制度など奨学金制度は充実しているものと考えております。 また、看護職員を目指す方については、日本看護協会や病院等が設立する各種財団等の奨学金制度が整備されているほか、県内で就職する方につきましては一定の条件を満たせば返還の債務の免除が受けられる、鹿児島県看護職員修学資金等貸付事業や大隅地域で助産師を目指す学生の方には、大隅 4 市 5 町保健医療推進協議会が運用する奨学金制度等も創設されております。これに加え、肝属郡医師会立病院においては、大隅管内の高校と連携した奨学金制度を運用しており、医師や薬剤師、看護師等の育成確保に取り組んでおられ、ここ 2、3 年は制度の申し込みがなかったものの、今年度 2 名の申し込みがあったと聞いております。さらに、本町と南大隅町、肝属郡医師会立病院の 3 者が連携して鹿児島大学、大学病院等に常勤医師の派遣要請や医師へのアプローチを実施するとともに、医学部を併設する九州管内の大学に対して、医学実習生へのアプローチを行っているところでもあります。また、介護福祉従事者についても介護福祉士、社会福祉士を目指す方については国の修学資金貸付制度のほか、看護職員と同様に県内で就業する方につきましては、一定の条件を満たせば返還の債務の免除が受けられる、鹿児島県介護福祉士修学資金貸付制度が創設されております。議員ご指摘のとおり、医師や看護職、介護、福祉を目指す子どもたちを育成し、地元に残っていただき、地域の医療福祉を支えていただくことは、町としても必要な施策であることは認識しておりますが、奨学金制度を活用した子どもたちが、将来、進路変更等を余儀なくされ債務を背負うことになった場合、その子の足かせになることも懸念されます。このため、条件つきでの給付事業は子どもたちの進路選択に影響を与える可能性もありますので、町といたしましては、国県の支援制度の活用促進を図ることとし、町独自の奨学金制度の創設は現在のところ想定していないところでもあります。以上です。
○ 1 2 番 落司議員	はい。

○笹原議長	12 番、落司君。
○ 1 2 番 落司議員	今のところ、国、県の奨学金制度を活用して人材の確保に努めているということだったんですけども、結局のところ、国、県の奨学金制度を利用された方が、どのぐらいの割合でこの町のそういう職場、事業所、医療機関に努めるかっていうのを考えたときに、どうしてもやっぱり都会に出たい、ましてやなじみのないところに来るっていうことはなかなか難しいことではないかというふうに考えるところです。この 27 年度の質問のときも作ったから来るわけじゃないっていうことで、答弁をいただきましたけれども、けど、結局のところそういった中で何かこう前に一歩踏み出したことをしていない状況の中で、多少なり解決が見られてきているものの、10 年後 20 年後ということの、その町の維持とかいうのを考えたときに何か積み重ねていかないことには始まらないのではないかというふうに考えております。 以前ですね、所管事務調査で訪れました、島根県の邑南町なんですけれども、こちらはまちづくりの理念として日本一の子育て村を目指してっていうことで、さまざまな取り組みをされてこられています。こちらも、当然のことながら医療福祉従事者の確保をするために平成 23 年度より、奨学金制度を実施しておりまして、現在 10 年が経とうとしている中で対応人数が 97 名、対応終了者 62 名対応中 35 名、対応終了者 62 名のうち、町内の定住者が 33 名、そのうち資格を活用して定住していらっしゃる方が 27 名というふうになっております。そういった奨学金制度を軸として、もちろんそもそもが日本一の子育て村を目指してっていう形の中でいろんな取り組みをしている中の 1 つとして取り組んだことでそういった形で、少しずつではありますが充実が見られているということで話を聞いております。担当の方からも、今回お話を聞いたんですけども、その 53.2%ですね、町内計 10 名が。ここはもっともっと伸ばしていきたいということをお話をされておりました。今、コロナ禍のなかでどうしても学校関係で、外に県外や町外に出してしまうと、やはりなかなか入ってくるっていうのは難しいということがあるけれども、こういったコロナ禍の中で地方に目が向いてる中においてもっと取り組みを進めることで、町内に定住して働いてくださる方を増やしていくことができるのではないかというふうに話をされておりました。当然、奨学金をつくるからといって、人が増えるとは思いませんけれども、そういった中でも、そこを軸にいろんな教育をしていくことで、やはり人材確保っていうのはできるとは思います。ここ 2、3 年のことだけではなく、10 年後 20 年後っていうのを考えたときに、圧倒的にもう人がいらっしゃらない、働く方がいなくなるっていうのを考えたときに、何かやはりこういった 1 つの、これだけで本当に人が来るとは思いませんけれども、きっかけづくりをすることは必要

	だと私はやはりと思いますが、町長はどのように考えますか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	おっしゃることはよく、理解しているつもりであります。先ほども言いましたとおり国とか県の制度があるから、町の単独のものはしないというふうにそういうふうに理解されたのかなと思いますが、折しも現在、南大隅町錦江町医師会立病院で、病院の移設建て替えの検討なども実施しております。そういうことを踏まえると、今後の病院運営とかそういうのを考えればですね、今、落司議員のおっしゃることも、まさしくそういうふうになっていくのかなあというふうに思われます。ですので、うちの町だけではなくて、医師会立病院のことだけを考えるわけではございませんけれども、両町と病院が一体になって、今後のやっぱりそういう医療従事者の確保に向けて、検討していくことが必要なのかなというふうには感じております。そうしますと医師会立病院以外の医療関係の方々についてどうなのかっていうような、そういう不満の声もあろうかと思えますけれども、何らかの形でですね、そういう人材の確保についての検討は絶対すべきであろうと思えます。ただ、その奨学金がその人材確保の全てをカバーできるものではないのかなというふうには考えております。以上です。
○ 1 2 番 落司議員	はい。
○笹原議長	12 番、落司君。
○ 1 2 番 落司議員	両町と医師会っていう形で答弁いただいたんですけども、一応ですね、南大隅町の先ほど紹介した奨学金もですね医学部等で、また別枠も設けてあります。なのでやはりその部分で多分、南大隅町としてもやはり、もう人材が不足してるからどうにかして、こちらに呼びたいっていう意思の表われかなというふうに思っているところです。当然、医師会の存続っていうことを考えたときに、もちろん医師会からそういった医療従事者がですね、いなくなるのは大変なことなんですけれども、今病院の策定委員会に私も委員として参加させていただいているのですが、そうなったときに、やはり医師会だけじゃなくって、この開業医ですよね、開業医の先生方もかかりつけ医としてやはりかかりつけ病院としてやはり残っていくことを前提として計画とかも立てていらっしゃるのでもやはりそこが、10 年後は大丈夫だけど 20 年はどうだろうって言われてる中で、そういったところでも継承できるような形をとっていかなければ、そもそもの計画すら成り立たなくなるのではないかなというふうにも考えております。もう先ほどから何か邑南町ばかり言うんですけど、邑南町はですね、やはりその人材が確保できているけれども

	今後を見据えたときに、やはり危機感があるということで、町単独で地域医療構想という形で医療関係ではなく、福祉も含めた形でのこういった人材がいつぐらいに必要なのか、いつどんだけいなくなるのかということを 10 年にわたって計画を出されております。もちろん公立病院を持っていますので、いろんなことが把握しやすいのかなと思う反面、公立病院だけではなく、民間の医療関係、あと介護福祉関係ですね、そういった事業所も含めて総体的に町としてどうあるべきかどういった形であるべきかっていうのを出していますので、やはりそういった中でその奨学金制度を使って、こういった人材を増やしていくことが大事か、確保していくことが大事かというふうに取り組んでいますので、今やはり、何か始めないことには来年、じゃあいないから来てくださいよって言っても来ないでしょうし、育てるってことは何年もかかるってことですよねってなれば、今の段階で何かしてこないと始まらないと思うんですよね。ちょっとですねそういったことを考えたときに、やはりもう前向きにその部分を検討していただいて、当然、私も理解しています。創設したからといって、必ずしも人がふえるわけではないと。そういった方の人材確保ができるわけじゃないと思います。そういったものに合わせて、やはり地域におけるそういった介護職だったり、医療従事者がどれだけ必要かっていうことを、子どもの教育委員会だったり、学校と連携して、やはり子どもたちに知ってもらう、町の現状をですね、そういった取り組みもあわせながらしていくことは当然だと思いますけれども、そういった 1 つのきっかけとして、やはりそういった奨学金制度を設けることが大事なのではないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	提案としては、十分必要な提案ということで受けとめたいと思います。庁内でも、この件について十分な議論が尽くされているとはまだ私も感じておりません。まだ庁内で十分議論の余地があると思います。そういうことを踏まえて、今日の段階では答弁としては実施するか、しないかも含めて、もうちょっと庁内で場合によっては医師会立病院のそちらのほうも含めて十分内容を審査、検討していきたいと思います。
○ 1 2 番 落司議員	はい。
○笹原議長	1 2 番、落司君。
○ 1 2 番 落司議員	医師確保のそういった医療従事者であったり、そういう福祉関係の従事者の確保のために、奨学金制度を設けているところはですね、町、県外、県内にも徐々に増えてきております。私が質問させていただいた 27 年度はやつ

	と見つけたのが南さつま市でした。ですが、今、先ほど紹介しました南大隅町、そして東串良町、喜界町、知名町、薩摩川内市といろんなところが取り組みをされてきてますので、先ほどの若者定住と同じですけれどもやはり、そういった生まれ育った町でその人の個性じゃないですけど、活かしてもらうっていう仕組みづくりをする1つのきっかけなのかなと。それに、町を維持していくっていうことにもまた繋がるのではないかなというふうに思いますので、十分な議論がされていない状況ということですので、今後はその創設に向けて、十分な議論をしていただいて、私は、この創設することが目的では本当にございませぬ。ただその医療機関に携わる人、介護施設と福祉施設に携わる人を確保することが大事だと思っております。そのきっかけとして、奨学金制度はっていうことで提案させていただいてますので、総合的に考えてどうしたら人材確保ができるか。だったら、これも1つの軸として考えられないだろうかという形で前向きに検討していただきたいと思います。これで質問を終わります。
	(12番 落司議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	次に、2番、久本君の発言を許します。2番、久本君。
○2番 久本議員	はい、2番。
	(2番 久本議員 質問者席へ登壇)
○2番 久本議員	通告通り、3点質問させていただきます。 まず、1番最初なんですが、前回の質問ですね、IT、ICTへの取り組み、町営キャンプ場の運営、人事の質問をさせていただいたのですが、今日までにこちらがどのような取り組みをして、その間で起こった問題点や気づき等があればお聞かせください。 また、今後、新たに取り組むような政策案件が今の段階であるのであればそちらもあわせてお聞かせください。 前回の1つ目の部分です。ICT関連ではホームページやSNSの活用、5G、4Gに対する取り組みの進め方があれば、併せて教えてください。よろしくお願いします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	久本議員の質問にお答えいたします。6月議会の一般質問の際にお答えしました、IT、ICTへの取り組みに関して、現段階においての問題点は、特にございません。 6月以降の取り組みといたしましてはまず、ホームページのリニューアル

	についてですが、8月26日に公募型プロポーザル方式により事業者を決定し、来年の4月公開に向け準備を進めているところであります。なお、ホームページを構築する上で新たな機能としまして、AIチャットボットなどの機能の追加を予定しております。AIチャットボットは、モバイルメッセージアプリのLINEを活用し、まるで、役場の窓口案内のようにAIが閲覧者の探している情報を昼夜を問わず案内してくれるものであり、町民の利便性向上につながることを期待されます。 新たな取組としましては、8月から職員在宅テレワーク制度を本格実施したところであります。また、今回の一般会計補正予算第4号において計上させていただきましたが、各種伝票処理を行う公会計システムについてテレワーク対応及びペーパーレス化のため、電子決裁を導入する計画であります。第5世代移動通信システム、5Gに対する取組に関しては、政府が令和5年度末をめどに地域カバー率を98%まで高める目標を掲げておりますが、令和2年度末で16.5%にとどまっている状況であることから、早期の普及を望んでおりますが、本町においても例えば、ドローンや無人農機などの遠隔操作や圃場の温度、湿度管理など、スマート農業の面で活用できないか検討を進めてまいります。以上です。 引き続き、キャンプ場の状況についてお答えします。前回、7月から9月のキャンプシーズンに予想される神川キャンプ場の密状態が懸念され、コロナ禍での運営管理上対策について、ご質問をいただいたところです。 6月議会において答弁いたしましたとおり、神川キャンプ場の7、8月の運営管理対策につきましては、事前予約方式にて、1日、15テントを上限とした利用制限を設け、検温、消毒等の徹底した感染防止対策を行ってきたところであります。なお、7月以降の長雨の影響等で例年になく少ない利用状況になっていたところに、県内外の新型コロナウイルスの感染拡大に伴う8月13日からの県独自の緊急事態宣言の発令や8月20日からの蔓延防止等重点措置の適用に伴い、キャンプ場は9月12日まで閉鎖していることから運営管理の面で特に、問題は生じていないところであります。以上です。
	(木場町長 降壇)
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	はい、ありがとうございます。そうですね、ホームページのリニューアルの件は自分もちっと気になっていてお話を聞いて新しいチャットボットの件とかですね、取り組んでいるということで。キャンプ場の件なんですけど、自分も時間あるときに見させていただいて、基本的にはそんなに利用率は高

	くなかったです。もちろん予約制もありましたし、緊急事態宣言等もあったと思うんですけど、この件に関しては予約で 15 組までということだったんですけど、この 15 組を超えた日があったかなというのをちょっとお願いします。
○福園観光交流課長	はい。
○笹原議長	観光交流課長。
○福園観光交流課長	議員の質問にお答えさせていただきます。今年度 4 月から閉鎖する 8 月 13 日までなんですが、それに 7 月、8 月ですね、本シーズンに当たる 7 月、8 月ですが、その間 12 テントを超える日はございませんでした。最高、10 テントという状況でございました。以上です。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	はい、ありがとうございます。キャンプ場の件に関してはですね、予約等、大分いろいろ対策されてよかったのかなと思います。ただ、1 件ちょっと気づいた点がありまして、掲示物がちょっと傷んでたり、あと掲示物の情報がちょっと多分古いものかなとも感じたところもあるので、なかなかキャンプ場だけに力を注ぐのは難しいかもしれないですけども、今コロナ禍でなかなかそちらが稼働しにくい状況であるのであれば、そこもまた随時見直していただけたらと思います。こちら側の回答必要ないので大丈夫です。 はい、では次の質問に行かせていただきます。町民の意見や要望、相談等をどのように受付、管理しているか。情報管理の流れやデータベースに蓄積されている情報の閲覧や管理は現在どのようになされているか。そちらで、現在の運営方法である問題点や取り組みがあれば教えてください。よろしくお願いします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	町民からお寄せいただいたご意見や要望等につきましては、即対応が可能な案件は、担当課において現地調査などを踏まえた上で処理し予算を伴うものや、町以外との協議調整が必要で対応が長引く案件については早期に処理が完了するよう努めるとともに、各課共通の報告様式により担当課で意見等の内容や対応状況をまとめた上で私まで報告をするようになっております。町民からの要望や相談内容はさまざまありますが、最近特に多いものが、隣接する空き家の管理に関するもので、老朽化に伴う倒壊の恐れであったり、草木が繁茂することに伴う景観の悪化や害虫の発生などを要因とするもので

	あります。報告様式につきましては、各課で適正に管理しており、これまで特に問題等が生じておらず、長期化する案件はそう多くないことから、現在のところデータベース化は予定しておりません。以上です。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	はい。そうですね、ある程度その受付して緊急で、すぐ解決できるものは早急に解決していると。あと長期のものは長期でちゃんと管理されてるということなんですが、やはりちょっと町民さんからの話を聞くと、対応、回答が解決しないまま放置されている等のお話も聞くんですね。これ多分意識の違いだと思うんですけど、役場職員さんが、もちろん対応しましたと完了していると思っても、町民さんのほうはそれの報告を受けてないと。ちょっと自分が思ってた解決方法と違う等があると思うので、このあたりがですね、ちょっとこう、業務の改善点になるのかなとちょっと自分は感じると思います。ここが民間だとよくあるのは、サポートセンターの電話をかけるのと最近サービス向上、オペレーターの研修のために録音をします、というふうに録音までももちろん全部の電話にシステムを入れるのは厳しいかもしれないんですけども、こちらはですね、今、職員間でうまく情報共有しているということなんですけども、ここの情報の共有がうまくなされていないために、取りこぼしや意識の違いが出ているのかなという私は、感じております。データベースの作成まではいかないというお話だったんですけども、これはですね、先ほど質問にあったホームページのリニューアル、チャットボットを作りますよというところになると、結局は情報を蓄積しないことには、チャットボットは動かないので、データベースもやっぱり作成は必要かなと私は思うので、そのあたりどのように進めていくのかお聞かせください。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	チャットボットの話はちょっと私もよく分かりませんので、総務課長にちょっと答弁させます。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	先ほどのホームページでもございますけれども、チャットボットはホームページ上の情報をチャットボットの中に取り組んで、問い合わせをしてそれで AI が判断して回答するものでございますけれども、久本議員がおっしゃるとおりですね、苦情とか相談があった案件についてもですね、そういった

	ことも盛り込んでいくとさらに機能が充実するということが想定されますので、そういったものも盛り込んでいくだと考えております。以上です。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	はい、ありがとうございます。結構このあたりがですね、新しい技術とかもあるので、今月9月にデジタル庁が設置されてはおりますけども、こちらもありこうスムーズな立ち上がりではないので、もちろんこちらは町の中で取り組みのいろんな障害とか問題点があると思うので、今、ご回答だったようにいろいろその都度対応していただければと思います。 では、次の質問に行かせていただきます。次がですね、問題の解決に関してもです。錦江町で起こる問題全てが、町の管轄ではないので権限がなかったりとか、そして解決が難しいことがあるとは思いますが、結果としてですね、それらの問題というのは錦江町内で起こっている現象、問題なので例えば県の問題、県管轄国の管轄だとしてもそれを錦江町内の問題として取り組む形でどのような形に進めていくのかというのが、指針というか。ちょっと結構大きくふわっとしたいろんな課に関わるような言い方なので答えが難しいかもしれませんが、答えられる範囲で構いませんのでお願いします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	町内で発生する諸問題につきましては、町の管轄のものであれば、役場内で処理し完結できますが、国、県が管轄するもの例えば、道路や橋梁などに関しては、町としては直接的に関与できないものがございます。これまでもさまざまな課題等がございましたが、即対応が必要な案件につきましては、各担当から直接関係先に要望を行い、必要があれば町として協力、解決してきたところであります。また、長期的な取組が必要で、予算規模が大きいもの等に関しましては、大隅総合開発期成会などを通じ、国や県に要望を行ってきました。今後とも、早期の課題解決を図るため、関係機関に対し、積極的な要望活動などを展開してまいりたいと考えております。以上です。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	はい、ありがとうございます。けれども、やはりですね、このあたりが、自分が話を聞いてると、町民さんからちょっと見えてない部分というのも多々あるので、行政としてはきちんと働きかけをして、国、県に働きかけて、水面下で進めてるという案件もあるかもしれないですが、そこをですね、今

	後、町民さんにも、今これは大体7割ぐらい終わってますよというのが情報が見れるようになると、多分問い合わせ等も減るし、町民さんからの相談したときに、ちょっと余り対応されなかったみたいなことも減ると思いますのでそちらももし、昨日説明のあった過疎地域持続的発展計画ですね、10年のやつですけども、これに取り組まれている内容がなかなか自分で読んで良いなということが多かったので、こちらも、計画自体も随時見直していくということでしたので、そちらの問題点も組み込まれていることも多かったので、町民さんに、今説明するのが広報と、防災無線とあとLINEとかなのですが、やっぱりそこで取りこぼすというか、外仕事をしたりとかで聞けないとかいうもあるので、そこが1番拠点になるのは公民館とか、ああいう交流の場になっているところに、掲示物を出す、要望を受け付けるような目安箱を置いて対応するというのも、自分の案としていいのかなと思いますので、もし、そちらをよかったら検討いただければと思います。自分から以上です。ありがとうございます。 すいません、防犯カメラです。はい、そうですね、今、問題解決の1つとして防犯カメラの件がありまして、こちらが今、町内に9つ設置されているということなんですけども、こちらを今のところの運営方法とですね、あと、これを今後増えていくのかというものがあれば、お聞かせください。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	総務課長が答弁します。
○坪内 総務課長	はい。
○笹原議長	総務課長。
○坪内 総務課長	はい。防犯カメラにつきましてはですね、町内で発生する犯罪や事故を防止しまして、町民が安全に安心して暮らせるよう、町と警察署との協議によりまして、現在町内の9か所に設置しております。防犯カメラの設置に関しましては、錦江町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定めまして、適正な管理運用を行っているところでございます。またですね、犯罪等の早期解決のために、令和2年4月にですね、錦江警察署と防犯カメラの映像提供に関する協定というものを締結しており、今年度につきましては、事件捜査関係と道路交通法違反関係のものに関しまして、それぞれ1件ずつ情報提供をしているところでございます。今後ともですね、警察署はもとより、関係機関と協力し合いながら、犯罪等の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	はい、ありがとうございます。あとですね、結構最近あった凶悪な事件というのも防犯カメラが指針になって解決につながったというのも聞いておりますので、なかなか予算の問題もあつたりするとは思いますが、また、引き続きですね、今お話を聞いたところでは、運営対応というのが滞りなくしかもちゃんと、事件解決に活かされてるというお話ですので、引き続き、対応していただければと思います。すいません、今度こそ終わりです。ありがとうございます。
	(2番 久本議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。3時25分から開会いたします。
	休憩 15:10 再開 15:25
○笹原議長	休憩を閉じて会議を再開します。次に、9番小吉君の発言を許します。 9番、小吉君。
○9番 小吉議員	はい、9番。
	(9番 小吉議員 質問者席へ登壇)
○9番 小吉議員	私は、通告に従いまして、2点ほど質問をさせていただきたいと思います。まず、現在の農業の現状と振興について、どのように考えておられるかという質問でございます。最近の錦江町の農業の実態を見ますと、高齢化に伴う農家人口の減少、担い手不足、そして、農畜産物の価格の低迷や生産資材の高騰による農家所得の減少等々、農業を取り巻く環境は決して明るい状態ではないと思っていますところでございます。ただ1つの光明は、畜産関係の中で、子牛の価格が高値で推移しており、若手農家がいきいきと農業する姿を見て、頼もしく思う日々でもございます。そこで、錦江町の農業の推移を見る中で、近年の農業生産額はどのように推移しているのか、伺いたと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	小吉議員の質問にお答えいたします。10年前の平成21年産と令和元年産の農林技術連絡協議会集計の農林水産物生産実績を比較しますと総額では平成21年産が100億5,000万円、令和元年産が107億9,000万円となっており、令和元年産が7億4,000万円、7.4%増というふうになっております。

	平成 21 年産と比べ、生産額が減少した主な作物と減少額につきましては、葉たばこが 4 億 1,000 万円、お茶が 2 億 4,000 万円、ばれいしょが 1 億 2,000 万円、加工用大根が 1 億 7,000 万円、それぞれ減少しております。また、生産額が増加した主な作物等と増加額につきましては、ピーマンが 4,000 万円、サツマイモが 1 億円、肉用牛が 10 億 1,000 万円、養豚が 3 億 4,000 万円、ブロイラーが 4,000 万円、それぞれ増加しております。概況については以上でございます。
	(木場町長 降壇)
○ 9 番 小吉議員	はい。
○ 笹原議長	9 番、小吉君。
○ 9 番 小吉議員	私はですね、推移を見る中で今、町長が説明があったわけでございますけれども、この質問の前に産業振興課長のところに行って農業の生産額はというふうに今流れているのかというような感じで、年度を追って調べてみてくれんかということで、お話を事前にさせていただきました。その中でですね、今町長がおっしゃったのは私も幸いに錦江町過疎地域持続的発展計画の中にこれを書いてありましたので、私もこれを見据え、実はちょっと勉強させていただきました。しかし、まずこの質問に入る前にですね、年度的に農業生産額がぴしゃっと把握をされてないということ自体がちょっと何だろうかということでございましたけれども、そこら辺のところについて、どうでしょうか。
○ 木場町長	はい。
○ 笹原議長	木場町長。
○ 木場町長	産業振興課長に答弁させます。
○ 宮園産業振興課長	はい。
○ 笹原議長	産業振興課長。
○ 宮園産業振興課長	小吉議員の質問にお答えいたします。ただいま町長が実績のほうを答弁されましたけれども、そこについては技術連絡協議会の資料につきましては、毎年、把握しておりますので、ただいまこのほうにその集計の部分はありませんが、担当課のほうでは、毎年調査して実績を把握しております。
○ 9 番 小吉議員	はい。
○ 笹原議長	9 番、小吉君。
○ 9 番 小吉議員	担当課のところで、もちろん随時、担当で把握されてるのはよく分かるんですよ。だけど、こういう課長のところに上がってくるのはですよ、せめて

	1年遅れでいいから、ちゃんとした畜産物はこれだけです、今、町長から答弁あったとおり、葉たばこ面積の流れもこうで、ジャガイモもこうだよという感じで、1年1年、押さえられてるのは当たり前だと私は思うんです。そこはやっぱり、今後ですね、把握をしてやっていただきたいとまず思います。 それではそこのところはもう、よろしくお願いいたしますして、今先ほど、町長の答弁にもございました、私も今、過疎地域の持続的発展計画を見てございます。その中で、茶がですね、平成22年、280ヘクタールございまして、8億売り上げております。令和元年、165ヘクタール、100町ほど10年間の中で減ってございます。ばれいしょ、平成22年80ヘクタール、1.5億、令和元年、40ヘクタール、1.8億、半分に減ってございます。加工用大根、令和22年110ヘクタール、3.7億令和元年、55ヘクタール、これも半分に減ってございます。サツマイモ、平成22年、94ヘクタール、令和元年216ヘクタール、これは100町歩ほど増えてございます。あとはもろもろございまずけれども、今、町長が答弁でございましたとおり、畜産、肉用牛がですね、子牛価格は堅調に推移しているということで、10億以上積み上げてございます。私はなぜここでこういう質問するかといえぱですね。議員の皆さんも一緒ですけれども、課長の皆さんも、町の農業の情勢が今、茶も100ヘクタール減ってる、ジャガイモも言えば80ヘクタールが40ヘクタールに減ってるということで耕種農家のやつが、どんどん減ってんですよ、こういう実態をまず皆さん方お互いに共有していただきたいなということで、今、発言してるところでございます。 そういう感じで100町歩という茶も減りました。100町歩というのは、大根占水田が100町歩あるんです。ざっと見たとき、これだけ10年間の中で茶も減りました、その半分の40ヘクタールもジャガイモも減りましたというのを、共通認識の中であっていただければありがたいなと思ってまず、現状と推移について、実態についてということで、質問させていただいたわけでございます。町長、今私がざっと言いましたけれども、もちろん町長も計画書を見ておられて答弁されたわけですが、私が今、そういう感じで申しましたけれども、現在の農業の情勢かれこれについて町長なりの分析はどのようにされておるのか、私見をお伺いいたしたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	錦江町は田代地区の中山間の高冷地域と大根占地区の温暖な水田地域と大きく2つに区分されてきた農業経営がずっとなされてきていると思います。よく東串良町あたりがピーマンとキュウリに特化したような農業経営がされ

	てるっていうのはよく比較されるわけですけども、特に大根占地区については、耕種農家がそれぞれ自分の耕作しやすい農作物を作ってきているっていうその実態がございます。そういう意味で、団地化がなかなか図れてこなかったっていうのが、生産額が上がらない直接の原因かどうかわかりませんが、例えばよく引き合いに出されるのが東串良町あたりに比べると生産効率が悪いんじゃないかというようなことを感じているところでございます。 あともう1つは、高齢化によりまして、特に大根占水田におきましては、施設園芸の規模がものすごく縮小されてきております。10年前の広報紙の写真を昨夜ちょっと見たんですけど、いつも南日本新聞にその洞門のあそこから大根占水田の銀色のビニールハウスが、新聞によく出てたんですけど、最近は新聞の記事も出なくなっております。上から見ると、ビニールハウスとか、そういうものの面積も多分、半分にも行っていないのかなというような状況を見ます。そういうのを考えると、やっぱり生産額が上がる施設園芸というのが段々少なくなってきたのが、この農業生産額が下がっている1番の大きな原因かなと思っております。当然、重量野菜とか高齢化によって面積が縮小するっていうのは当然あるんですけども、特に大根占地区においては、施設園芸が減少している。これが、生産額が大きく減っている要因かなと思います。もちろん、田代地区においては、お茶であったりとか、そういう従来の工芸作物っていうのも、減ってきております。そういうのを踏まえて、状況としては10年前からすると畜産でもそうですけれども、規模拡大を図られていく農家とあるいは縮小、あるいは廃業していく2つの形態が顕著にあらわれてきてて施設園芸みたいに、単価が上がるやり方っていうのがだんだん少なくなってきた。これが、農産物の生産額の低下原因というか症状ではないかなというふうに考えております。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	今町長は、答弁の中でありましたけれども、やっぱ、昔は農業人口も多くてですね、それ相応に景気がよかったわけですね。田代地区なんか昔は10億の茶を売り上げてどっか根占の良いところで何か飲み会をしたとか、ジャガイモも10億売り上げて大根占の人は飲み会をしたとか、そういう感じではやったんですけども、本当に今、価格の低迷があったり、もろもろ高齢化が進んだり重量物の関係で、なかなかそこまで手が回らなくなったというような事態をあるわけがございます。そういう中においてですね、たばこがですね、畑作物のエース格であった、たばこも平成22年度は120ヘクタールございました。そういう面積の中で今度ですね、たばこ耕作廃作奨励

	金が支給されました。そのことによって、耕作者が大きく減少したと聞いておりますけれども、戸数、面積、生産額はどのようなになったのか、お聞かせを願いたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	これまでの経過を申し上げますと、平成 23 年 7 月に廃作募集があり、錦江町内に 61 戸ありました葉たばこ農家が 20 戸に減少しました。さらに、今年 8 月にあった再度の廃作募集によりまして、現在 16 戸ある農家のうち、14 戸の農家が廃作を希望されたところでありまして今後は、町内に 2 戸のたばこ農家しか残らない状況であります。こうした農家戸数の減少に伴いまして、耕作面積につきましては、30 ヘクタールが、5 ヘクタール程度に減少する見込みであります。また、生産額についても令和 2 年産と比較しますと、1 億 4,000 万円の売り上げが 2,500 万円程度に減少する見込みであります。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	今、町長の答弁の中で、大変驚くべき数字が出てきておりまして、びっくりしているところでございます。タバコの作付けがいかに厳しい作物であったかというような証明をする報告であったわけでございます。 たばこ作はご承知のとおり、上場台地においては主要作物で、たばこと大根で生計を立てられて潤った時代もあったわけでございます。そこでですね、たばこ作を今度 2 人、耕作者が残るということでございます。その前に 16 戸の戸数が 14 戸減ったと。これはものすごい大変なことでございますけれども 30 ヘクタールも 5 ヘクタールに減ったというような感じで、1 億 4,000 万が 2,500 万ばっかりの売り上げになるんじゃないかなということで、大変な面積もですけれどもお金のほうも減ってくるなというふうに思っているところでございます。 たばこ作を今度、2 人残られるわけですが、ご承知のとおりたばこ作はですね、親床管理をお願いしたり、あるいは共同乾燥なり、それから、何というんですか、組織のあり方なり、大変今から難しくなってくるのではないかなと思っているところでございます。そこで、隣近所、南大隅町ので、たばこ作の方々と当然、お話をしながら共同でやっていかなきゃいけないことも生じてくるのではないかなと思っているところでございます。南大隅に限らず、今どういう組織になっているのかよくわかりませんが、鹿屋地区、あるいは曾於郡とも一緒に行動するのではないかなと思ったりするわけです。今、鹿児島県でこれが始まる前は、廃作奨励金が始まる場合は

	260 名程度おられた耕作者が 100 名程度になるんだというようなふうに向っております。そういうことで、鹿児島県はいいですけども、今後、残されたですね、2 人の耕作者に対してできる限りの支援をしていただきたいと思いますというわけでございますけれども、今、ちょうどやめられたばかりでございますので、まだそこまで、いかないとは思いますが産業振興課長、どうでしょう、南大隅は何人程度でいろんな仕事の取り組みができると思うんですけれども、考えつくところでお願いいたします。
○宮園産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○宮園産業振興課長	今の質問にお答えいたします。南大隅町さんにつきましては、5 戸の農家があるわけですが、3 名が残られるというふうに向いております。それで南大隅町さんの 3 名につきましては、既存の共乾施設があるということで、南大隅の共乾施設を 2 名の方が使われると。そして、1 名の方は今迷っていらっしゃるということです。1 名の方の状況を聞きながら、そして錦江町のほうは 2 名ですので 3 名で話ができないのかなということとそれから、先ほど申しましたとおり議員の方も申しましたとおり、まだやめられたばかりですので、8 月 25 日に正式決定になると申し込みを最終的にされるということでしたので、落ちつき次第ですね、まず、葉たばこの生産組合のやめられた方も含めてですね、協議をしまして後にありますけれど、代替作物の件、それから現在残られる 2 名の方の乾燥施設等につきまして、どれぐらいの経費がかかるのか、そのあたりもお互いにですね、農協、それから耕作組合、そしてもちろん町ですけども、きめ細かな相談をしていって来年度作にですね、支障のないようにしたいと考えているところです。以上です。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	今課長のほうから温かい答弁があったわけで、うれしく思っているところでございます。先ほど町長のほうからですね、16 名の耕作者の中で 14 名辞められるということでございます。本当に、これから 14 名の方は何をつかっていかれるのかなと、心配もしたりするわけですが、たばこ農家はですね、割と土づくりからいろんな最新情報に基づいて、今までやってきてございますので、私はそんなに心配してないわけですが、ここです、せつかくそんな辞められるわけですから、官民を挙げてですね、作物の検討があってもぼちぼちいいのではないかなと思ったりもす

	るわけです。最終判断はですね、農家がもちろんするわけでございますんで、そこまでは言いませんけれども、今有望と思われる作物がですね、産業振興課である程度押さえられてるんであればですね、教えていただきたいと思うところでございます。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	たばこの代替作物はですね、実はサツマイモ代替作物も併せて農協さんと今検討を進めているところであります。作物の1つとして夏ゴボウがあったりとかっていうのも今考えておりますけれども、具体的な内容については産業振興課長の方に答弁させます。あともう1つはですね、これ必ずしもたばこ、からいもの代替作物ではないんですが、最近、ショウガを栽培している方が、幾らか少しずつ増えてきているのも実態でございます。特に、宿利原地区では去年から今年にかけて、私の見た目では大分面積も増えてきているんじゃないかなあというのを感じております。詳細はまた産業振興課長が答弁します。
○宮園産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○宮園産業振興課長	ただいまの小吉議員の質問にお答えします。錦江町としましては代替作物として、先ほど町長も答弁がありましたとおりゴボウ類です。ゴボウについてはですね、春ゴボウ、新ゴボウ、それから夏ゴボウということで、春ゴボウですので4月に収穫があります、夏ゴボウは7月ですね。それから新ゴボウが1月から収穫をするわけですが、そのあたりがですね、大事ではないかなというふうに考えております。それから、ばれいしょなんです、今年につきましては、反当 88 万円したということですね。ちょっと遅掘りの5月収穫のですね、加工ばれいしょがいいではないかなということで農協さんと話をしております。それから田代地区におきまして今盛んに植えられております、夏カボチャそれから、秋カボチャです。これについてはですね、販路先としてクミショクとかカット野菜とかそういう部分にも使えるということでですね、今のところ拡大はできるということで聞いておりますので、もちろん、カットじゃなくてそのままJAさんがそういう販売していただけてるんですけども、その部分についても今のところ順調ですのでやっていきたいと考えているところです。それから、今廃作をされた方の中にですね、息子さんが畜産をされているという方が数名いらっしゃいまして、そこにつきましては、今、飼料用のそういうトウモロコシとかそういうのは、本当に高くなっております。輸入のほうがですね、そういうことから、飼料の例え

	ば飼料米とかそういう部分で、耕作したらどうかなというふうに考えているところ。それから、サツマイモについてですね青果用なんですけれども、早く植えて早く採るということであれば、基腐病については抑えることができます。そういう部分も考えていきたいというふうに考えているところでございます。ただいまですね、ちょっと情報によりますと、新しい品種で基腐れに強い品種が出ているというのを聞いておりまして、今、その見学といえますか、把握をしたいというふうに考えております。どちらにしろ、25町の広い農地が空くわけですので、農業委員会と連携して、その後の代替作物なり、もしくは今いらっしゃる担い手農家のほうに、シフトというか情報を提供していきたいというふうに考えております。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	今課長のほうでですね、大変すばらしい情報をいただきました。私も課長の答弁を聞いて勉強されてるなあということで、感服したところでございすけれども、その情報をどうかタバコ廃作者の皆さんにですね、ぜひお伝えいただきたいなと思います。私はタバコ農家の人は何でも作らせれば作ることができるはずですから、本当にそう思いますんで、よろしく願いいたしたいと思います。 それじゃ、次にですね。ばれいしょの件でお願いいたします。春1番の<u>しょうだい</u>として人気の高い鹿児島ブランド指定のばれいしょで質問をいたしたいと思います。平成22年は80ヘクタール作付けされており、価格低迷や労働力の減少により令和3年には、半分の40ヘクタールになっているのが現状でございます。しかし、本年度の価格は先ほど課長の答弁にもございましたとおり、近年にない高価格で推移いたしまして、JA実績で大根占地区10アール、87万円。平成2年実績、10アール50万円と、安定的に現在は採れております。面積維持拡大のため収穫時に人手不足に今大変困っているところでございます。本年度より、人手不足解消のためにですね、ポテトハーベスターというなるものが、実証実験が行われまして、大変価格も手頃でですね、来年度より導入が見込まれておるところでございます。ぜひ、農家支援のために、補助の導入は考えられないか。お尋ねをさせていただきます。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	農協にポテトハーベスター購入価格を確認しましたところ、200万円程度ということでありました。今年のばれいしょは先ほどもありましたとおり、10アール当たり販売価格、平均88万円でしたので、5反歩以上作付する農

	家であれば、補助金なしで購入できるような価格ではないかと考えております。なお、農家負担を減らすために南大隅町や農協などと連携して、国または県などの有利な補助事業はないか検討してまいりたいと思います。なお、農協におかれましてはジャガイモ選果場については今まで、両町でいろんな財政支援もしてまいりました。そして、一昨年、2年、3年前につきましては、作付面積が目標に足りないということで、種芋についても助成したりというそういう経過もありましたので、そこら辺も踏まえて仮に、もし補助をするにしても、町だけであるということはどうかなと思います。補助自体もまだ、どうあるべきかということもまだ、憂慮しなければいけないことですが、まずは今までのそういう過去の経緯を踏まえた上で国、県の補助事業がないか、そういうことを優先的に検討していきたいと思います。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	町長、私は何か夢を見てですね、5、6年先にハーベスターがどんどん走ってるんですよ。多分町長が補助金をうまくやられたのかなと思ったりもするわけですが、笑いごとじゃなくてですね1番、ジャガイモの収穫作業がですね、とにかく重労働です。おまけに人がいません。人はいないというのがどうもこうも面積が伸びらんとですよ。私はもうちょっと人がおれば、ジャガイモを作りたいんですけども人がないもんだから。つくれないとかというのが実態でございますので、どうかひとつそういうふうに思って、今後は検討していただければ、ありがたいと思います。次に、農福連携の取り組みについてということで質問をさせていただきます。本町農業情勢の中で、どの形態においてもですね、労働力不足がありまして、農業経営を圧迫しているのが現状でございます。そこで労働力不足解消に農福連携を今年度、大根占の茶農家の方が実施されたと聞きました。どうであったか、そこら辺のところをお願いいたします。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	農福連携の推進母体といたしまして、南大隅町の社会福祉法人、白鳩会が中心となり、大隅地域で農福連携を実践している団体同士を結びつけるプラットフォームである大隅半島ノウフクコンソーシアムが令和3年5月13日に設立されました。設立の目的は、農業サイドの労働力不足、福祉サイドの販売力強化や障がい者の低工賃という課題を解消しつつ、農業の持つ多様な人材を生かす福祉力を発揮するということと、農福連携による施設外就労に新たに取り組みたいという事業者へのきっかけづくりやサポートの場の提供を

	行い、新たな仲間づくり、ひいては、大隅地域全体の農業振興を図るこういう2つの目的で結成されたようでございます。本町におきましては、現在1戸の茶農家で2つの福祉事業所から指導員1名を含む4名を延べ45日間雇用し、一番茶から、寒冷紗のかぶせ・剥ぎ取り作業、除草作業、落ち葉拾いなどの作業に従事していただいております。指導員の適切な指導もあり、今のところ何のトラブルもなく働いていただいております、大変助かっているということでございます。以上です。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	町長の答弁にもございましたとおり、私も若干、茶農家にお話を伺ったわけでございますけれども、今回に限っては、大変ありがたかったという話を聞いておるところでございます。なかなか詳細にわたってはですね、障がい者の方ですんで仕事の働きぶりもできる人と中間ぐらいと、ちょっと厳しいような感じでいろいろあるんだけど、そこ辺のところをうまく持って使えば、使えばという失礼ですけれども、使わせていただければ、そこら辺のところは解決できるよなということでございました。確かに雇用の促進の中で思うんですけれども、なかなか時間給がですね、若干高くて出費が多かったというようなことも聞いております。そこら辺のところをクリアできればですね、今後労働力軽減のために広がっていくのではないかなと私は思っているところでございます。茶農家に限らずですね、もう本当に人がいません。 人がいないということで次の質問に入りますけれども、農福連携で何とか問題点はあろうかと思っておりますけれども、今年4月の南日本新聞にですね、南大隅町で実験的に農福連携のジャガイモ堀りの手伝いの写真が載ったことがございます。そういうことで、農福連携の手始めですけれども、先ほど町長が言われたとおり白鳩会のメンバーが、南大隅のジャガイモ畑で手伝っている風景でございますけれども、今からの面積の維持拡大や労働力の軽減策として、農福連携の第一歩を踏み出すときがもう来たのではないかなと思っているところでございますけれども、そこら辺のところ、私どもが1番、取り組まなければいけないのはもちろん、農業者自身のですね構えがですね、そういうふうに、飛び込んでいってしないといけないこともあるでしょうけれどもどうか窓口をです、役場の方が面倒していただいて福祉のところと協議を重ねていただいてです、お願いされればどうにかアポを取っていただければいいようなシステムはとれないのかなと思ったりもするわけでございます。我々農業者のほとんどがですね、なかなかそういうのは、取れませんので、そういうマッチングをしてくれそうくれる場所があったらと思うわけで

	すけれども、町長どうなのでしょう。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	先ほどの答弁のところで、大隅半島ノウフクコンソーシアムっていうのが今年の5月13日に設立されております。ですので基本的には、福祉関係の事業所と希望する農家の方々とのマッチングっていうのは基本的にはコンソーシアムのところで行われているもんだというふうに思います。実態は私も知りませんがこういうコンソーシアムが既にできてますので、それに対して行政側のほうがいろんな形で、連携していくっていうことは十分できることだというふうに考えております。今後は、今質問がありましたようにお茶だけに限らず、ばれいしょについても当然、対応ができるものというふうに考えます。ただ、時期的にダブるのではないかなあというのがちょっと懸念されますけれども、先ほどもありましたとおり、4名につき1人の指導員がついてこられます。私も現場で1回、その作業の様子とか、指導員の方ともちょっとお話をしましたが、指導員の方が的確に指導されますので、そんなに複雑な仕事でなければですね、十二分に作業能力は発揮していただけるものというふうに考えております。
○9番 小吉議員	はい。
○笹原議長	9番、小吉君。
○9番 小吉議員	いろいろと、今後、労働力の軽減かれこれ何か光が見えたような気はするわけでございます。これだけですね、農業後継者がいなくなったり面積がどんどん減ったりしてですね、今後の錦江町の農業がですね、耕種農家を中心にどんどん減少するのではないかという危惧を抱いておるところでございます。今、一部では外国人労働者に頼ったり、あるいは機械利用をしなくてはいけない、農福連携も模索しながら経営を考えていかなければいけないという今時代に来ているわけでございます。今日の質問が、農業の新しい第一歩を踏み出す出発点になれば幸いでございます。錦江町の基幹産業は農業でございます。農業の振興なくして、錦江町の発展はないと声高らかに宣言して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
	(9番 小吉議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	次に、6番、染川君の発言を許します。6番、染川君。
○6番 染川議員	はい。
	(6番 染川議員 質問者席へ登壇)
○6番	皆さんお疲れさんでした。本日、一般質問の最後の登壇になりましたけれ

染川議員	ども、質問の前に時間を少しお借りして、一言お話をさせてもらいたいと思います。1年以上続いております、新型コロナ感染拡大防止のために医療従事者や関係者の方々が一般の外来や入院患者、そしてコロナに感染された患者の方々に医療の限界の状況にありながらも昼夜を問わず、献身的に患者に寄り添い、対応されていることに対しましてこの場を借りまして心から感謝申し上げたいと思います。 それでは、事前に通告しておりました、質問をいたします。まず、介護事業者への支援について質問いたします。町内に数か所の介護事業所の施設があります。介護施設に高齢者を中心に、要支援、要介護の方々が入所、通所されております。国や県でも、さまざまな介護施設への補助率の高い助成事業があると思っております。近年の大型台風などの災害が発生し、施設の停電等で要支援要介護の方々が、不安を感じられているようであります。施設利用者の方々が、どういうときでも安心して施設を利用できるような非常電源が必要だと思っております。非常電源が確保でき、食材があれば食事の提供などもできますと施設の方々は言うておられます。また、ヘルパーの方々も高齢化が進んだりし、体力的にも腰痛などを訴える方々も多くおられると聞いております。ヘルパーの方々の健康が施設利用者の方々へのサービス向上につながると考えます。そこで、ヘルパーの方々や災害時での非常電源の確保をしてもらいたいというようなことで、国、県なども支援策は様々あると思いますけれども、本町でも支援策は考えられないか、町長にお聞きしたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
	(木場町長 登壇)
○木場町長	染川議員の質問にお答えいたします。町内には特別養護老人ホームやグループホームなど、7つの宿泊型介護事業所がありますが、それぞれの施設で、自家発電設備を整備するなど、災害時の停電等への対応を講じておられます。これまで、町への支援要請等は特にございませんでしたが、一昨年の台風による停電の際、ある事業所からバッテリーの不調により、自家発電機がうまく作動しないところのご相談があり、役場の発電機2台を貸し出した事例がございます。これらの整備については、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金などを活用することができます。また、介護ロボット等については鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金などを活用して導入することが可能であります。同補助金は、ICTを活用した業務効率化に活用でき、町内の事業者の中にも本事業を活用して、センサーマットや見守りセンサーなどを導入されているところもあ

	ります。昨年は、町内の介護福祉事業所とともに新たに錦江町介護福祉ネットワーク連絡会を設立し、超高齢化の課題に対する勉強会なども開催してまいりましたが、このような補助金の活用を促進するため、2月には県の担当者を招聘して介護ロボットや、業務負担軽減のための機器の紹介や補助制度について説明会を開催し、情報提供を行ったところでございます。今後とも、事業者との情報交換を含め適切な情報交換、情報提供を行うなど支援してまいりたいと考えております。以上です。
	(木場町長 降壇)
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	ただいまの答弁で町長が、ほとんどの介護施設が非常用電源は常備されているというような答弁もされましたけれども、なかなか個人での介護事業所の施設っていうのは、非常用電源が整備されていないというところもあります。もちろん、私も2, 3聞きましたけれども、整備されていないと。どうというような、補助事業でどれぐらいの補助率で整備できるのかというの、情報収集されていないという方々もおられます。先ほどの答弁では、そういった情報提供の場も設けて、いろいろと言われましたけれども、まだまだその周知が足りないのではないかとというふうにも思っております。昨年の大型台風では、想定外の避難者があり、避難所を分散して避難してもらった状況もあります。町長は、町民全てが避難者になった場合には、健康や生命を守るという責任があると考えております。災害時、介護事業者と避難所としての協力要請はされているというふうに思いますけれども、施設事業者の方は、協力できるところはいたしますというふうに申されております。非常時に、既存の施設等を活用できる体制をつくっておくことの重要性というのは、日頃感じておりますので、今後も1日も早く施設事業者と具体的かつ詳細に協力をお願いをされるよう、考えていますけれども、町長の今後の考えを聞かしていただければと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	染川議員の調査内容と、こちらのほうの調査内容でちょっと合致しないところがありますが、本町のほうの介護福祉課の調べでは、町内の7つの宿泊型介護事業所においては発電機の準備ができているというふうに調べた結果になっておりましたけれども、染川議員のほうでは整備できてないところもあるというようなことでございます。それについては、当方の調べ方がちょっと不十分であったのかなあとと思いますが、そこについてはもう1回再確認

	をいたします。先ほど申し上げました、県の補助事業等もありますので、町が単独で補助をするか云々ということよりもまず、県の事業等があればそちらのほうを優先的にですね、内容等を調べてみて、どうしても合致しないということであれば、検討せざるを得ない面もありますけれども、まずは県の制度があるようですので、先ほど申し上げました、地域介護福祉空間整備施設整備交付金、あるいは鹿児島県地域医療介護総合確保基金補助金、これらの2つの事業を中心に内容等についてちょっと調べると同時に先ほど申しました、町内の事業所の自家発電機の整備状況について再度ちょっと調査してみたいと思います。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	町長も含めて福祉の主管課のほうもいろいろと情報提供をされていると思うんですが、大きな施設というのは、もちろんその入所者っていう方々も多くおられるわけですから、非常電源というのは整備されているだろうというふうに思っております。個人的な小規模の施設というのは、なかなかそこまで資金の面とか投資にかけるというのもなかなか厳しいところもあるのでそういうのを今、答弁されたそういう様々な補助事業を通じてどんどん情報提供をしていただきたい。そしてまた、それで足りないものは、町のほうで住民を守るという観点からも、支援をしていただきたいというふうに思っております。今後ともよろしく願いいたします。 次に、2番目の質問に入ります。一般質問での提言等の執行部の対応について質問させていただきます。私は8年前に、町有林の利活用について5, 60年生の7, 8齢期の伐期年齢にきている、木材や間伐材などを利用して木質バイオマス発電の再生エネルギーを導入して、発電した場合、発電して売電した財源を高齢者の福祉対策や子育て等の支援などの教育関係に目的化して活用したらどうかという、質問した経緯があります。また、一昨年、再生エネルギーの木質バイオマス発電が建設されました。導入するまでに5, 6年かかっております。質問してからですね。そしてまた町内に交流人口を増やそうと神川大滝周辺の観光開発について、小水力発電、特に50キロ以下のマイクロ発電を利用して水車等も利用した発電を活用して大滝入り口から、2、30m おきに街灯や夜間の竹のライトアップなど年間を通じての集客できるような質問をしました。神川大滝周辺の観光開発を来年度の観光振興計画に是非加えてもらいたいと思います。また町長も、午前中の質問の答弁にもそういうふうに、答弁され、是非そういった形で来年度の振興開発計画に加えてもらえればというふうに思っております。そして、昨年10月には、

	一般質問の中で本町には神川、雄川の2つの大きな水系があり、その水系の水利用はこれまでほぼ農業用水にしか利用されてきていないというふうに質問しました。この水源を利用すれば、まだまだ多く資源として活用できると意見もしました。町内の自治会の活性化のために、50キロ以下の小水力発電、マイクロ水力発電を導入したらどうかという提言もしました。これが提言として受けとめられたのかどうかわかりませんが、令和元年度には、総務省の事業で本町にどのような種類の自然再生エネルギーがどのくらいあるのかという、保存量の調査も委託業者に依頼して実施しております。町長は実現の可能性を感じられるため、精査しながら、小さな成功例を1つずつ作り、最終的に小水力発電を希望する自治会があれば、進めていきたいとも答弁されています。これまでの質問の中で、本町の将来の活性化のために私だけではなく、多くの議員の方が意見や提言をしてきております。私も議員も町長もそして、町の職員の方々も、町民の負託に応えなければならないというふうに考えておられると思います。予算などさまざまな問題もあると思いますが、具体的に回答を出すものや、前向きに検討すると答弁しておられるが、どのように検討したのか、できれば早いうちに議員や、議会に報告してもらいたいと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。
○木場町長	はい。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	これまで各議員からお寄せいただきました、町政に対するご意見やご提言等に関しましては、国、県の動向等を踏まえ、各担当課において検討させ、必要な予算を計上したり、今年度策定する過疎地域持続的発展計画に反映させるなど、それぞれ対応を行ってきたところであります。1つ具体的な例を挙げますと、先ほど申し上げられましたけれども、令和2年12月議会定例会の一般質問において、議員から提案のありました、小水力発電を活用した再生可能エネルギーの地産地消につきましては、現在策定中の過疎地域持続的発展計画に再生可能エネルギーの利用の促進に関する区分に新たに設けられましたので、今後、再生可能エネルギー事業に取り組むこととし、その旨、本文計画に盛り込んだところでございます。先ほど具体的に、神川大滝の小水力発電について観光振興計画に入れてほしいというような具体的な要望もございましたけれども、これらについては、小水力を利用すること自体は何ら否定するものではございませんが、神川大滝については、町を代表するような、観光資源でもありますので、当然のことながら、景観に十分配慮した上で可能であれば、そういうのは計画に盛り込みたいと思いますが、これらについては、ちょっと時間を要するのかなというふうに考えております。基本的に町内には、大きな河川が2つございます。現在、田代で行っている木

	質バイオマスもありますけれども、小水力につきましては、事業効果が非常に大きいというふうに考えておりますので、議員ご提案のとおり、再生可能エネルギー導入につきましては、小水力を利用できるかどうかを十分検討しながら、今後、大いに進めていきたいというふうに考えております。以上です。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	今町長の答弁のほうで、実現可能であるのではないかと、そういうような答弁もいただきました。さまざまなものを精査しながら、小さな成功例を1つずつ作っていったって、最終的に希望した自治会があれば進めていきたいということも前回も言われました。しかしながら、現実的には自治会でやるのは非常に厳しいのではないかとということも、まず1回ご答弁されて今は先ほどの答弁では、前向きに実現可能ではないかということで電力の地産地消ということも考えられますので進めていききたいと思います。調査研究も、計画もせずにできるはずはございませんので、自治会がリスクを負わずに、実現できるように進めてもらいたいと思います。 そしてまた、国のほうも2050年までには、CO₂の排出をゼロにするという方向性も打ち出しております。そういう意味からも、自然再生エネルギーというのは非常に重要になってくるのではないかと思います。またその再生エネルギーを利用した形で自治会や地域、そしてしいては、町の発展にもつながる、地域の活性化にもつながっていくというふうにも思っております。自然再生エネルギーによる、発電した電力の地産地消というのは、本町のよりよい社会を実現するための、持続可能な開発目標、今、全国でも叫ばれております、SDGsにもなると考えておりますので是非、調査研究をし、具体的に実施する方向で進めてもらいたいと思いますけれども、再度町長の考えを聞きたいと思います。よろしくお願いします。
○笹原議長	木場町長。
○木場町長	自治会の運営費に充てられるようにというご意見もありました。これにつきましては、地理的な条件、いろんな条件がありますので可能性のある地域というのはもう限定されてくると思います。あと今おっしゃったように、自治会でというのは、実施に向けて非常にちょっとハードルが高いのかなというふうに感じておりますので、まずは、民間団体、あるいは土地改良区であったりとか、水資源にもう既にこう密接に関係のある団体、特に土地改良区におきましては、最近、土地改良法の改正により、土地改良区を解体して水利組合というふうにつくっている土地改良団体も多くなって

	きております。そういうところにおいては、土地改良区の負担金が 10 アールあたり、1 万円とか結構高額な負担金を納めているところもありますので、そういうところからまずモデル的に小水力発電を使って、それを地域の財源にできないかというようなところをモデル的に選定した上で全体的に事業を進めていくのが 1 番いい方法ではないかなというふうに思います。あと民間レベルでも、小水力発電に参入したいというふうな話もちよっと聞いておりますので、そこら辺について、前進的な事例をつくっていただければ、町としても非常に推進しやすいのではないかなと考えております。以上です。
○ 6 番 染川議員	はい。
○ 笹原議長	6 番、染川君。
○ 6 番 染川議員	自治会では、厳しいんではないかというような答弁もありましたけれども、河川の近くにない自治会というのも多くあります。しかし、2 つの水系の中で、できる場所っていうのは多くあるわけですね。そういうことで、その周辺に自治会だけができる、実施するというのではなくて町内 90 前後の自治会が自主財源で自治会の活性化ができるような方法、将来のためにもやはりそこら辺も含めて、今後はいろいろと検討していくべきではないかというふうに思っております。もちろんいろんな情報提供というのをしなければなかなか理解ももらえないというのもありますので、どんどんこの水系を利用した小水力発電、マイクロ発電について情報をどんどん収集しながら、それを町民にもどんどん情報提供する、そういうことでこの自然再生エネルギーの地産地消というのを町民一人一人が理解しながら、それぞれの地域の活性化に努めるというのは 1 番大事だというふうに思っておりますので今後は先ほど町長が答弁されたようにできる事業所からっていうのもありましたけれども、最初からどこでもできるわけではないわけですので、できるような環境をつくってやるっていうのも 1 番大事じゃないかというふうにも思いますので、そういうことも踏まえて、自治会の活性化や将来の町の発展にもつなげていていただきたいというふうに思います。そういうことで、もう回答はいりませんけれども、今後も町の発展のためにいろんな提言はさせていただきますけれども、それが本当に提言になるのかどうかわかりませんが、本当に町民のためになる、町の将来のためになると思うのであれば、全ての町民に還元するというような意味からも議員も町長も、そして職員の方々も町民の負託にこたえられるような方向で頑張っていけたらと思います。今後ともよろしく願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。どうもお疲れさまです。
	(6 番 染川議員 質問者席から降壇)

○笹原議長	これで一般質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次の本会議は9月 24 日の予定でありますので、申し添えておきます。どうもお疲れさまでした。
	散会 16 : 37